

第3回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：平成31年3月27日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市庁舎 2階 201会議室

3 審議等

	頁
議案第6号 金沢市教育委員会公印規則の一部改正について（教育総務課）・・・	1
議案第7号 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について（教育総務課）・・・	12
議案第8号 金沢市図書館規則の一部改正について（図書館総務課）・・・	25
議案第9号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について（教育総務課）・・・	44
議案第10号 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について（教育総務課）・・・	58
議案第11号 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について（生涯学習課）・・・	62
議案第12号 金沢市指定文化財の指定について（文化財保護課）・・・	65
議案第13号 教育委員会所管の委員会等の委員の解嘱について 【非公開案件】（生涯学習課他）・・・	67
議案第14号 金沢市文化財保護審議会の委員の委嘱について 【非公開案件】（文化財保護課）・・・	70
報告第9号 学校給食用パンの一時的な米飯への変更について（教育総務課）・・・	72
報告第10号 「金沢市立学校に係る運動部活動の方針」について（学校指導課）・・・	74
報告第11号 平成30年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果について（学校指導課）・・・	76

その他

(1) 金沢市立工業高等学校の活動状況について(平成30年10月～平成31年3月)

(2) 次回の定例会議の日程について

金沢市教育委員会公印規則の一部改正について

平成 3 1 年 3 月 2 7 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市教育委員会公印規則等の一部改正について

第8類第1章第2節

第8類第4章

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 金沢市教育委員会公印規則の一部改正（第1条関係）
玉川こども図書館の休館に伴う規定の削除
- 2 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正（第2条関係）
玉川こども図書館の休館に伴う規定の削除
- 3 金沢市図書館規則の一部改正（第3条関係）
玉川こども図書館の休館に伴い、分掌事務を玉川図書館及び泉野図書館に移管
- 4 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正（第4条関係）
 - (1) 教育施設等整備室の設置及び市民交流施設整備室の廃止
 - (2) 玉川こども図書館の休館（廃止）

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表金沢市立玉川こども図書館長印の項を削る。

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、玉川こども図書館長」を削る。

(金沢市図書館規則の一部改正)

第3条 金沢市図書館規則(平成7年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表玉川こども図書館の項を削る。

第20条の表中

「

4	城北分館の管理及び運営に関する事項
5	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

を

」

「

4	児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項
5	児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項
6	児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
7	児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項
8	城北分館の管理及び運営に関する事項
9	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

に、

」

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	を
--	--	-------------------------	---

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	に、
		4 学校図書館の支援に関する事項	

		6 国連寄託図書館に関する事項	を
玉川 こども 図書館	庶務係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項	
	児童サ ービス 係	1 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 2 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 3 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 4 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 5 学校図書館の支援に関する事項 6 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 7 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 8 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項	

		6 国連寄託図書館に関する事項	に
--	--	-----------------	---

改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第4条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

		施設整備係 学校事務係 学校給食係	を
	教育施設等整備室	学校事務係 学校給食係	に、
	家庭教育振興室 市民交流施設整備室		を
	家庭教育振興室		に、
	泉野図書館 玉川こども図書館		を
	泉野図書館		に

改める。

第5条の表中

		4 学校の環境衛生管理に関する事項	を
	施設整備係	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	

		4 学校の環境衛生管理に関する事項	に、
--	--	-------------------	----

		2 学校給食の施設整備及び管理運営に関する事項	を
--	--	-------------------------	---

		2 学校給食の管理運営に関する事項	に
教育施設等整備室		1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	
		3 学校給食の施設整備に関する事項	
		4 玉川こども図書館等の整備に関する事項	

改める。

第6条の表中

		2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	を
市民交流施設整備室		1 小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項	

		2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	に、
--	--	--------------------------	----

」
「
| 泉野図書館 |
| 玉川こども図書館 |
|
」
を
」
「
| 泉野図書館 |
|
」
に
」

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

【第1条関係】金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

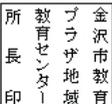
改正案	現行
<p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市教育委員会印</p> <p>(2) 金沢市教育委員会教育長印</p> <p>(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印</p> <p>(4) 金沢市中央公民館長印</p> <p>(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印</p> <p>(6) 金沢市立玉川図書館長印</p> <p>(7) 金沢市立泉野図書館長印</p> <p>「削る。」</p> <p><u>(8)</u> 金沢市立金沢海みらい図書館長印</p> <p><u>(9)</u> 金沢市立工業高等学校印</p> <p><u>(10)</u> 金沢市立工業高等学校長印</p> <p><u>(11)</u> 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</p> <p><u>(12)</u> 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</p> <p><u>(13)</u> 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印</p> <p><u>(14)</u> 金沢市教育プラザ研修相談センター所長印</p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p>	<p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市教育委員会印</p> <p>(2) 金沢市教育委員会教育長印</p> <p>(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印</p> <p>(4) 金沢市中央公民館長印</p> <p>(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印</p> <p>(6) 金沢市立玉川図書館長印</p> <p>(7) 金沢市立泉野図書館長印</p> <p><u>(8)</u> 金沢市立玉川こども図書館長印</p> <p><u>(9)</u> 金沢市立金沢海みらい図書館長印</p> <p><u>(10)</u> 金沢市立工業高等学校印</p> <p><u>(11)</u> 金沢市立工業高等学校長印</p> <p><u>(12)</u> 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</p> <p><u>(13)</u> 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</p> <p><u>(14)</u> 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印</p> <p><u>(15)</u> 金沢市教育プラザ研修相談センター所長印</p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p>

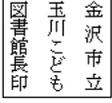
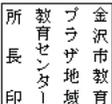
別表（第2条関係）

公印名	寸法 (ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	管守者	個 数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長印	方20	れい書	教育長名をもつてする普通文書	教育総務課長	1	
	方30	れい書	教育長名をもつてする表彰状に類する文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長職務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市中央公民館長印	方20	れい書	館長名をもつてする文書	中央公民館長	1	
金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1	
金沢市立玉川図書館長印	方20	てん書	館長名をもつてする文書	玉川図書館長	1	

別表（第2条関係）

公印名	寸法 (ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	管守者	個 数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長印	方20	れい書	教育長名をもつてする普通文書	教育総務課長	1	
	方30	れい書	教育長名をもつてする表彰状に類する文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長職務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市中央公民館長印	方20	れい書	館長名をもつてする文書	中央公民館長	1	
金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1	
金沢市立玉川図書館長印	方20	てん書	館長名をもつてする文書	玉川図書館長	1	

金沢市立泉野図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	泉野図書館長	1	
「削る。」						
金沢市立金沢海みらい図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい図書館長	1	
金沢市立工業高等学校印	方30	てん書	学校名をもってする普通文書	校長	1	
	方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1	
金沢市立工業高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	
金沢市立(小学校名又は中学校名)印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各1	
金沢市立(小学校名又は中学校名)長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各1	
教育プラザ地域教育センター所長	方20	てん書	所長名をもってする文書	地域教育センター所長	1	

金沢市立泉野図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	泉野図書館長	1	
金沢市立玉川こども図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	玉川こども図書館長	1	
金沢市立金沢海みらい図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい図書館長	1	
金沢市立工業高等学校印	方30	てん書	学校名をもってする普通文書	校長	1	
	方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1	
金沢市立工業高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	
金沢市立(小学校名又は中学校名)印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各1	
金沢市立(小学校名又は中学校名)長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各1	
教育プラザ地域教育センター所長	方20	てん書	所長名をもってする文書	地域教育センター所長	1	

印						
教育プラザ 研修相談セ ンター所長 印	方20	てん書	所長名をもってす る文書	研修相談 センター 所長	1	金沢市教育 プラザ研修 相談センター 所長印

印						
教育プラザ 研修相談セ ンター所長 印	方20	てん書	所長名をもってす る文書	研修相談 センター 所長	1	金沢市教育 プラザ研修 相談センター 所長印

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

平成31年3月27日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市教育委員会公印規則等の一部改正について

第8類第1章第2節

第8類第4章

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 金沢市教育委員会公印規則の一部改正（第1条関係）
玉川こども図書館の休館に伴う規定の削除
- 2 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正（第2条関係）
玉川こども図書館の休館に伴う規定の削除
- 3 金沢市図書館規則の一部改正（第3条関係）
玉川こども図書館の休館に伴い、分掌事務を玉川図書館及び泉野図書館に移管
- 4 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正（第4条関係）
 - (1) 教育施設等整備室の設置及び市民交流施設整備室の廃止
 - (2) 玉川こども図書館の休館（廃止）

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表金沢市立玉川こども図書館長印の項を削る。

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、玉川こども図書館長」を削る。

(金沢市図書館規則の一部改正)

第3条 金沢市図書館規則(平成7年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表玉川こども図書館の項を削る。

第20条の表中

「

4	城北分館の管理及び運営に関する事項
5	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

を

」

「

4	児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項
5	児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項
6	児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
7	児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項
8	城北分館の管理及び運営に関する事項
9	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

に、

」

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	を
--	--	-------------------------	---

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	に、
		4 学校図書館の支援に関する事項	

		6 国連寄託図書館に関する事項	を
玉川 こども 図書館	庶務係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項	
	児童サ ービス 係	1 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 2 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 3 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 4 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 5 学校図書館の支援に関する事項 6 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 7 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 8 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項	

		6 国連寄託図書館に関する事項	に
--	--	-----------------	---

改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第4条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

		施設整備係 学校事務係 学校給食係	を
	教育施設等整備室	学校事務係 学校給食係	に、
	家庭教育振興室 市民交流施設整備室		を
	家庭教育振興室		に、
	泉野図書館 玉川こども図書館		を
	泉野図書館		に

改める。

第5条の表中

		4 学校の環境衛生管理に関する事項	を
	施設整備係	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	

		4 学校の環境衛生管理に関する事項	に、
--	--	-------------------	----

		2 学校給食の施設整備及び管理運営に関する事項	を
--	--	-------------------------	---

		2 学校給食の管理運営に関する事項	に
教育施設等整備室		1 義務教育施設の建設に関する事項	
		2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	
		3 学校給食の施設整備に関する事項	
		4 玉川こども図書館等の整備に関する事項	

改める。

第6条の表中

		2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	を
	市民交流施設整備室	1 小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項	

		2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	に、
--	--	--------------------------	----

「
「 泉野図書館
玉川子ども図書館
」
」 を
「
「 泉野図書館
」
」 に
」

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

【第2条関係】金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案						現行							
<p>第9条 教育次長、部長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。</p> <p>第10条 前条に規定する場合における市立工業高等学校の所管部長は、学校教育部長とする。</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <p>各課共通専決事項</p> <p>1 組織及び人事管理</p>						<p>第9条 教育次長、部長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。</p> <p>第10条 前条に規定する場合における市立工業高等学校の所管部長は、学校教育部長とする。</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <p>各課共通専決事項</p> <p>1 組織及び人事管理</p>							
専決事項等		専決区分等				専決事項等		専決区分等					
		教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課			教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定				○	○		1 所属職員の配置及び事務分担の決定				○	○	
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免						教育総務課（職員を含む場合に限る。） 行政経営課 市民協働推進課	2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免						教育総務課（職員を含む場合に限る。） 行政経営課 市民協働推進課
3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の						教育総務課	3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の						教育総務課

承認					
4 内部組織の委員及び幹事の任免					教育総務課
5 年次有給休暇の処理	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	
6 時間外勤務命令及び休日勤務命令			○	○	
7 所属職員の職務に関する証票（職員証を除く。）の発行			○		
8 出張命令(依頼)					
(1) 市内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	
(2) 県内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課(長期講習旅費に限る。)
(3) 県外出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課(長期講習旅費に限る。)
(4) 外国旅行命令					人事課 財政課
(5) 特別旅行依頼(費用弁償を含む。)		○ (課長以上相当)	○ (課長補佐以下相当)		人事課 財政課(長期講習旅費に限る。)

承認					
4 内部組織の委員及び幹事の任免					教育総務課
5 年次有給休暇の処理	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	
6 時間外勤務命令及び休日勤務命令			○	○	
7 所属職員の職務に関する証票（職員証を除く。）の発行			○		
8 出張命令(依頼)					
(1) 市内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	
(2) 県内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課(長期講習旅費に限る。)
(3) 県外出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課(長期講習旅費に限る。)
(4) 外国旅行命令					人事課 財政課
(5) 特別旅行依頼(費用弁償を含む。)		○ (課長以上相当)	○ (課長補佐以下相当)		人事課 財政課(長期講習旅費に限る。)

9 職場研修（課単位で行うものを除く。）の実施		○			教育総務課
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）		○			人事課

備考

- 1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長「**削る**」及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。
- 2 部長又は課長とあるのは、それぞれ、部長又は課長に相当する職にある職員を含む。

2 事務の執行

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定	○ (軽易なもの)				
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課(軽易なものを除く。)
3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		○	○ (軽易なもの)		
4 市民からの意見、要望、提案等		○	○ (軽易な		

9 職場研修（課単位で行うものを除く。）の実施		○			教育総務課
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）		○			人事課

備考

- 1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長、**玉川こども図書館長**及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。
- 2 部長又は課長とあるのは、それぞれ、部長又は課長に相当する職にある職員を含む。

2 事務の執行

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定	○ (軽易なもの)				
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課(軽易なものを除く。)
3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		○	○ (軽易なもの)		
4 市民からの意見、要望、提案等		○	○ (軽易な		

の処理			もの)		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)			教育総務課
7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○			
8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課
(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課
9 損害賠償の処理					総務課 財政課
10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及		○			

の処理			もの)		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)			教育総務課
7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○			
8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課
(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課
9 損害賠償の処理					総務課 財政課
10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及		○			

必要物件の収去					
11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		○	○ (軽易なもの)		
12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		○	○ (軽易なもの)		
13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課
14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○	
15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		○	○ (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課
16 照会、回答、報告、通知、依頼等			○	○	
17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			○		
18 行政情報の公開等の可否の決定		○	○ (軽易なもの)		広報広聴課
19 所管の公用車の運行計画の決定			○	○	
20 各種台帳の作成及び管理			○		
21 嘱託登記の決定			○		

必要物件の収去					
11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		○	○ (軽易なもの)		
12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		○	○ (軽易なもの)		
13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課
14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○	
15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		○	○ (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課
16 照会、回答、報告、通知、依頼等			○	○	
17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			○		
18 行政情報の公開等の可否の決定		○	○ (軽易なもの)		広報広聴課
19 所管の公用車の運行計画の決定			○	○	
20 各種台帳の作成及び管理			○		
21 嘱託登記の決定			○		

22 扶助の決定	○				
23 部の所管事務に係る企画及び連絡調整		○			
24 所管事務に係る啓発及び普及に関すること			○		

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

22 扶助の決定	○				
23 部の所管事務に係る企画及び連絡調整		○			
24 所管事務に係る啓発及び普及に関すること			○		

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

金沢市図書館規則の一部改正について

平成 3 1 年 3 月 2 7 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市教育委員会公印規則等の一部改正について

第8類第1章第2節

第8類第4章

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 金沢市教育委員会公印規則の一部改正（第1条関係）
玉川こども図書館の休館に伴う規定の削除
- 2 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正（第2条関係）
玉川こども図書館の休館に伴う規定の削除
- 3 金沢市図書館規則の一部改正（第3条関係）
玉川こども図書館の休館に伴い、分掌事務を玉川図書館及び泉野図書館に移管
- 4 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正（第4条関係）
 - (1) 教育施設等整備室の設置及び市民交流施設整備室の廃止
 - (2) 玉川こども図書館の休館（廃止）

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表金沢市立玉川こども図書館長印の項を削る。

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、玉川こども図書館長」を削る。

(金沢市図書館規則の一部改正)

第3条 金沢市図書館規則(平成7年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表玉川こども図書館の項を削る。

第20条の表中

「

4	城北分館の管理及び運営に関する事項
5	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

を

」

「

4	児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項
5	児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項
6	児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
7	児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項
8	城北分館の管理及び運営に関する事項
9	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

に、

」

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	を
--	--	-------------------------	---

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	に、
		4 学校図書館の支援に関する事項	

		6 国連寄託図書館に関する事項	を
玉川 こども 図書館	庶務係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項	
	児童サ ービス 係	1 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 2 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 3 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 4 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 5 学校図書館の支援に関する事項 6 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 7 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 8 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項	

		6 国連寄託図書館に関する事項	に
--	--	-----------------	---

改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第4条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

		施設整備係 学校事務係 学校給食係	を
	教育施設等整備室	学校事務係 学校給食係	に、
	家庭教育振興室 市民交流施設整備室		を
	家庭教育振興室		に、
	泉野図書館 玉川こども図書館		を
	泉野図書館		に

改める。

第5条の表中

	4 学校の環境衛生管理に関する事項	を
施設整備係	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	

	4 学校の環境衛生管理に関する事項	に、
--	-------------------	----

	2 学校給食の施設整備及び管理運営に関する事項	を
--	-------------------------	---

	2 学校給食の管理運営に関する事項	に
教育施設等整備室	1 義務教育施設の建設に関する事項	
	2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	
	3 学校給食の施設整備に関する事項	
	4 玉川こども図書館等の整備に関する事項	

改める。

第6条の表中

	2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	を
市民交流施設整備室	1 小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項	

	2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	に、
--	--------------------------	----

「
| 泉野図書館 |
| 玉川こども図書館 |
」 を
「
| 泉野図書館 |
」 に
」

改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

【第3条関係】金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正案	現 行																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）に基づく図書館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(図書館の主な施設)</p> <p>第2条 金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）、金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）及び金沢市立金沢海みらい図書館（以下「金沢海みらい図書館」という。）の主な施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玉川図書館</td> <td>公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室</td> </tr> <tr> <td>泉野図書館</td> <td>一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア</td> </tr> <tr> <td>玉川こども図書館</td> <td>図書コーナー おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ</td> </tr> <tr> <td>金沢海みらい図書館</td> <td>一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p>	区分	施設	玉川図書館	公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室	泉野図書館	一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア	玉川こども図書館	図書コーナー おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ	金沢海みらい図書館	一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）に基づく図書館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(図書館の主な施設)</p> <p>第2条 金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）、金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）及び金沢市立金沢海みらい図書館（以下「金沢海みらい図書館」という。）の主な施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玉川図書館</td> <td>公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室</td> </tr> <tr> <td>泉野図書館</td> <td>一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア</td> </tr> <tr> <td>玉川こども図書館</td> <td>図書コーナー おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ</td> </tr> <tr> <td>金沢海みらい図書館</td> <td>一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p>	区分	施設	玉川図書館	公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室	泉野図書館	一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア	玉川こども図書館	図書コーナー おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ	金沢海みらい図書館	一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー
区分	施設																				
玉川図書館	公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室																				
泉野図書館	一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア																				
玉川こども図書館	図書コーナー おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ																				
金沢海みらい図書館	一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー																				
区分	施設																				
玉川図書館	公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室																				
泉野図書館	一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア																				
玉川こども図書館	図書コーナー おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ																				
金沢海みらい図書館	一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー																				

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
玉川図書館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間（6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までをいう。以下同じ。）
泉野図書館	1 火曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
玉川子ども図書館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
玉川図書館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間（6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までをいう。以下同じ。）
泉野図書館	1 火曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
玉川子ども図書館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間

金沢海みらい図書館	1 水曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
-----------	--

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
玉川図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあつては、午前10時から午後5時まで）
泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあつては、午前10時から午後5時まで）
玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、読書交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活動室又は科学体験活動室の使用を承認した場合にあつては、当該使用の承認に係る部分に限り、午後7時まで）
金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあつては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあつては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで

（入館の制限）

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又

金沢海みらい図書館	1 水曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
-----------	--

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
玉川図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあつては、午前10時から午後5時まで）
泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあつては、午前10時から午後5時まで）
玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、読書交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活動室又は科学体験活動室の使用を承認した場合にあつては、当該使用の承認に係る部分に限り、午後7時まで）
金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあつては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあつては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで

（入館の制限）

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又

は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者
(館内利用)

第6条 館内において図書館の資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(図書館の資料の館外への貸出し)

第7条 図書館の資料の館外への貸出し(以下「貸出し」という。)を受けることができる者は、別に定めのある場合を除き、市内に居住し、又は市内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職する者とする。

- 2 図書館から同時に貸出しを受けることができる図書館の資料の数量は、館長が特に必要があると認める場合を除き、1人10点以内とする。この場合において、コンパクトディスク及び録音図書の数量は、3点を超えることができない。
- 3 図書館の資料の貸出し期間は、貸出し日から2週間以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(貸出しの登録等)

第8条 図書館の資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、いずれかの図書館において貸出しの登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

- 2 館長は、登録をしたときは、当該登録の申出をした者に、貸出証を交付するものとする。
- 3 登録を受けた者は、登録を受けた事項に異動が生じたときは、速やかにそ

は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者
(館内利用)

第6条 館内において図書館の資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(図書館の資料の館外への貸出し)

第7条 図書館の資料の館外への貸出し(以下「貸出し」という。)を受けることができる者は、別に定めのある場合を除き、市内に居住し、又は市内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職する者とする。

- 2 図書館から同時に貸出しを受けることができる図書館の資料の数量は、館長が特に必要があると認める場合を除き、1人10点以内とする。この場合において、コンパクトディスク及び録音図書の数量は、3点を超えることができない。
- 3 図書館の資料の貸出し期間は、貸出し日から2週間以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(貸出しの登録等)

第8条 図書館の資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、いずれかの図書館において貸出しの登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

- 2 館長は、登録をしたときは、当該登録の申出をした者に、貸出証を交付するものとする。
- 3 登録を受けた者は、登録を受けた事項に異動が生じたときは、速やかにそ

の旨を、いずれかの図書館に届け出なければならない。

(貸出しの停止等)

第9条 館長は、貸出しを受けた者が貸出し期間経過後なお図書館の資料を返納しないときは、一定の期間、貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

(貸出しの制限)

第10条 次の各号に掲げる図書館の資料は、館長が特に必要があると認める場合を除き、貸出しをしないものとする。

- (1) 近世資料、郷土資料その他館長が貴重と認めた資料
- (2) 辞書、人名録及び年鑑等の参考資料
- (3) 逐次刊行物で館長が別に定めたもの
- (4) 視聴覚資料（コンパクトディスク（玉川図書館及び金沢市立玉川図書館城北分館において保有するものに限る。）及び録音図書を除く。）

(5) 寄託を受けた資料

(図書館の資料の複写)

第11条 図書館の資料の複写を受けようとする者は、館長の承認を得なければならない。

2 図書館の資料の複写に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(施設の使用)

第12条 教育委員会は、次に掲げる施設を市民の教育、文化等に関する活動の場として使用させることができる。

区分	施設
玉川図書館	集会室
泉野図書館	集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア

の旨を、いずれかの図書館に届け出なければならない。

(貸出しの停止等)

第9条 館長は、貸出しを受けた者が貸出し期間経過後なお図書館の資料を返納しないときは、一定の期間、貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

(貸出しの制限)

第10条 次の各号に掲げる図書館の資料は、館長が特に必要があると認める場合を除き、貸出しをしないものとする。

- (1) 近世資料、郷土資料その他館長が貴重と認めた資料
- (2) 辞書、人名録及び年鑑等の参考資料
- (3) 逐次刊行物で館長が別に定めたもの
- (4) 視聴覚資料（コンパクトディスク（玉川図書館及び金沢市立玉川図書館城北分館において保有するものに限る。）及び録音図書を除く。）

(5) 寄託を受けた資料

(図書館の資料の複写)

第11条 図書館の資料の複写を受けようとする者は、館長の承認を得なければならない。

2 図書館の資料の複写に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(施設の使用)

第12条 教育委員会は、次に掲げる施設を市民の教育、文化等に関する活動の場として使用させることができる。

区分	施設
玉川図書館	集会室
泉野図書館	集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア

玉川こども図書館	読書交流室 交流ホール 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室
金沢海みらい図書館	集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー

(自動車文庫)

第13条 玉川図書館に、自動車文庫を設置する。

2 自動車文庫の管理及び運営に関し、必要な事項は、玉川図書館長が別に定める。

(郵送貸出し)

第14条 図書館は、身体の障害等により来館が困難な者に対し、図書館の資料の郵送による貸出しを行うことができる。

2 図書館の資料の郵送による貸出しに関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(資料の寄託)

第15条 図書館は、資料の寄託を受けることができる。

2 図書館は、寄託を受けた資料が火災その他避けることができない事情により受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。

3 寄託を受けた資料の取扱いは、図書館の他の資料の取扱いの例による。

(分館等)

第16条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。

(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11

(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号

(3) 金沢市立平和町児童図書館（以下「平和町児童図書館」という。） 金

玉川こども図書館	読書交流室 交流ホール 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室
金沢海みらい図書館	集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー

(自動車文庫)

第13条 玉川図書館に、自動車文庫を設置する。

2 自動車文庫の管理及び運営に関し、必要な事項は、玉川図書館長が別に定める。

(郵送貸出し)

第14条 図書館は、身体の障害等により来館が困難な者に対し、図書館の資料の郵送による貸出しを行うことができる。

2 図書館の資料の郵送による貸出しに関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(資料の寄託)

第15条 図書館は、資料の寄託を受けることができる。

2 図書館は、寄託を受けた資料が火災その他避けることができない事情により受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。

3 寄託を受けた資料の取扱いは、図書館の他の資料の取扱いの例による。

(分館等)

第16条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。

(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11

(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号

(3) 金沢市立平和町児童図書館（以下「平和町児童図書館」という。） 金

沢市平和町2丁目8番7号

2 分館等の休館日は、次のとおりとする。

区分	施設
城北分館	1 月曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日（こどもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間
近世史料館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
平和町児童図書館	1 火曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（こどもの日を除く。） 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間

3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 城北分館 午前9時30分から午後6時まで
- (2) 近世史料館 午前10時から午後7時まで（日曜日等にあつては、午前10時から午後5時まで）
- (3) 平和町児童図書館 午前10時から午後5時まで

沢市平和町2丁目8番7号

2 分館等の休館日は、次のとおりとする。

区分	施設
城北分館	1 月曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日（こどもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間
近世史料館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
平和町児童図書館	1 火曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（こどもの日を除く。） 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間

3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 城北分館 午前9時30分から午後6時まで
- (2) 近世史料館 午前10時から午後7時まで（日曜日等にあつては、午前10時から午後5時まで）
- (3) 平和町児童図書館 午前10時から午後5時まで

4 前2項に定めるもののほか、分館等の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(組織)

第18条 図書館の組織は、次のとおりとする。

図書館	係
玉川図書館	庶務係 サービス係 資料係 近世史料係
泉野図書館	庶務係 サービス係 児童サービス係 資料係
(削る。)	
金沢海みらい図書館	庶務係 サービス係 児童サービス係 資料係

2 図書館にそれぞれ館長を、前項の表に規定する係にそれぞれ係長を置き、必要に応じ、図書館に副館長及び館長補佐を置くことができる。

3 前項に規定するもののほか、図書館に、必要な職員を置く。

(平23教育委規則7・全改、平27教育委規則6・一部改正)

(館長等の職務)

第19条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 館長補佐は、館長及び副館長を補佐し、所管の事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(平23教育委規則7・全改、平27教育委規則6・一部改正)

(図書館等の分掌事務)

第20条 各図書館又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

図書館・係	分掌事務
玉川図書 庶務係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項

4 前2項に定めるもののほか、分館等の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(組織)

第18条 図書館の組織は、次のとおりとする。

図書館	係
玉川図書館	庶務係 サービス係 資料係 近世史料係
泉野図書館	庶務係 サービス係 児童サービス係 資料係
玉川子ども図書館	庶務係 児童サービス係
金沢海みらい図書館	庶務係 サービス係 児童サービス係 資料係

2 図書館にそれぞれ館長を、前項の表に規定する係にそれぞれ係長を置き、必要に応じ、図書館に副館長及び館長補佐を置くことができる。

3 前項に規定するもののほか、図書館に、必要な職員を置く。

(平23教育委規則7・全改、平27教育委規則6・一部改正)

(館長等の職務)

第19条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 館長補佐は、館長及び副館長を補佐し、所管の事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(平23教育委規則7・全改、平27教育委規則6・一部改正)

(図書館等の分掌事務)

第20条 各図書館又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

図書館・係	分掌事務
玉川図書 庶務係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項

館	2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 金沢市図書館協議会に関する事項 4 他係に属しない事項
	サービス係 1 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 4 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 5 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 6 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 城北分館の管理及び運営に関する事項 9 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項
資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項

館	2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 金沢市図書館協議会に関する事項 4 他係に属しない事項
	サービス係 1 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 4 城北分館の管理及び運営に関する事項 5 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項
資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項

	近世史料係	<ul style="list-style-type: none"> 1 近世史料館の運営及び企画に関する事項 2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項
泉野図書館	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項
	サービス係	<ul style="list-style-type: none"> 1 図書館資料の利用に関する事項(他係が所管する事項を除く。) 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項 4 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項
	児童サービス係	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項 4 学校図書館の支援に関する事項
	資料係	<ul style="list-style-type: none"> 1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項(児童サービス係が所管する事項を除く。) 2 レファレンス・サービス(参考相談業務)に関する事項 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項(児童サービス係が所管する事項を除く。) 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項

	近世史料係	<ul style="list-style-type: none"> 1 近世史料館の運営及び企画に関する事項 2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項
泉野図書館	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項
	サービス係	<ul style="list-style-type: none"> 1 図書館資料の利用に関する事項(他係が所管する事項を除く。) 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項 4 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項
	児童サービス係	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項
	資料係	<ul style="list-style-type: none"> 1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項(児童サービス係が所管する事項を除く。) 2 レファレンス・サービス(参考相談業務)に関する事項 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項(児童サービス係が所管する事項を除く。) 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項

		5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項
(削る。)		
金沢海みらい図書館	庶務係	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項
	サービス係	1 図書館資料の利用に関する事項(他係が所管する事項を除く。)

		5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項
玉川こども図書館	庶務係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項
	児童サービス係	1 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 2 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 3 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 4 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 5 学校図書館の支援に関する事項 6 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 7 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 8 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項
金沢海みらい図書館	庶務係	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項
	サービス係	1 図書館資料の利用に関する事項(他係が所管する事項を除く。)

	2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項
児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項

(平23教育委規則7・追加、平27教育委規則6・一部改正)

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

	2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項
児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項

(平23教育委規則7・追加、平27教育委規則6・一部改正)

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

平成 3 1 年 3 月 2 7 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市教育委員会公印規則等の一部改正について

第8類第1章第2節

第8類第4章

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 金沢市教育委員会公印規則の一部改正（第1条関係）
玉川こども図書館の休館に伴う規定の削除
- 2 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正（第2条関係）
玉川こども図書館の休館に伴う規定の削除
- 3 金沢市図書館規則の一部改正（第3条関係）
玉川こども図書館の休館に伴い、分掌事務を玉川図書館及び泉野図書館に移管
- 4 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正（第4条関係）
 - (1) 教育施設等整備室の設置及び市民交流施設整備室の廃止
 - (2) 玉川こども図書館の休館（廃止）

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表金沢市立玉川こども図書館長印の項を削る。

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、玉川こども図書館長」を削る。

(金沢市図書館規則の一部改正)

第3条 金沢市図書館規則(平成7年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表玉川こども図書館の項を削る。

第20条の表中

「

4	城北分館の管理及び運営に関する事項
5	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

を

」

「

4	児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項
5	児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項
6	児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
7	児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項
8	城北分館の管理及び運営に関する事項
9	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

に、

」

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	を
--	--	-------------------------	---

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	に、
		4 学校図書館の支援に関する事項	

		6 国連寄託図書館に関する事項	を
玉川 こども 図書館	庶務係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項	
	児童サ ービス 係	1 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 2 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 3 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 4 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 5 学校図書館の支援に関する事項 6 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 7 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 8 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項	

		6 国連寄託図書館に関する事項	に
--	--	-----------------	---

改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第4条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

		施設整備係 学校事務係 学校給食係	を
	教育施設等整備室	学校事務係 学校給食係	に、
	家庭教育振興室 市民交流施設整備室		を
	家庭教育振興室		に、
	泉野図書館 玉川こども図書館		を
	泉野図書館		に

改める。

第5条の表中

		4 学校の環境衛生管理に関する事項	を
	施設整備係	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	

		4 学校の環境衛生管理に関する事項	に、
--	--	-------------------	----

		2 学校給食の施設整備及び管理運営に関する事項	を
--	--	-------------------------	---

		2 学校給食の管理運営に関する事項	に
教育施設等整備室		1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	
		3 学校給食の施設整備に関する事項	
		4 玉川こども図書館等の整備に関する事項	

改める。

第6条の表中

		2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	を
市民交流施設整備室		1 小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項	

		2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	に、
--	--	--------------------------	----

「
「
| 泉野図書館 |
| 玉川こども図書館 |
|
| 泉野図書館 |
|
」
」
を
に

改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

【第4条関係】金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案			現行		
(趣旨) 第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (組織) 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。			(趣旨) 第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (組織) 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。		
部等	課等	係	部等	課等	係
学校教育部	教育総務課 教育施設等整備室 学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室	企画庶務係 施設管理係 <u>「削る。」</u> 学校事務係 学校給食係 学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 学力向上対策係	学校教育部	教育総務課 <u>(新設)</u> 学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室	企画庶務係 施設管理係 施設整備係 学校事務係 学校給食係 学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 学力向上対策係
生涯学習部	生涯学習課 家庭教育振興室 <u>「削る。」</u> 中央公民館	企画庶務係 地域教育係 青少年教育係	生涯学習部	生涯学習課 家庭教育振興室 市民交流施設整備室 中央公民館	企画庶務係 地域教育係 青少年教育係

	キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 「削る。」 金沢海みらい図書館	図書館総務係
教育プラザ	地域教育センター 少年育成支援室 研修相談センター	地域教育係 研修係 教育相談係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する部等、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、課等に課長補佐等を置くことができる。

(学校教育部の各課等の分掌事務)

第5条 学校教育部の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員(学校及び共同調理場の職員(以下「学校

	キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	図書館総務係
教育プラザ	地域教育センター 少年育成支援室 研修相談センター	地域教育係 研修係 教育相談係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する部等、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、課等に課長補佐等を置くことができる。

(学校教育部の各課等の分掌事務)

第5条 学校教育部の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員(学校及び共同調理場の職員(以下「学校

	職員等」という。)を除く。)の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の収受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項 13 他の部に属しない事項
施設管理 係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項
「削る。」	
学校事務 係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項
学校給食 係	1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項

	職員等」という。)を除く。)の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の収受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項 13 他の部に属しない事項
施設管理 係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項
施設整備 係	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項
学校事務 係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項
学校給食 係	1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の施設整備及び管理運営に関する事項

教育施設等整備室		1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 玉川こども図書館等の整備に関する事項
学校職員課	学校職員係	1 学校職員等の人事及び服務に関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務係	1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項(教育総務課が所管する事項を除く。) 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
	小学校指導係	1 小学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項(学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。) イ 児童の管理に関する事項(学齢簿の管理に関する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。) ウ 特別支援教育の推進に関する事項

(新設)		
学校職員課	学校職員係	1 学校職員等の人事及び服務に関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務係	1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項(教育総務課が所管する事項を除く。) 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
	小学校指導係	1 小学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項(学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。) イ 児童の管理に関する事項(学齢簿の管理に関する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。) ウ 特別支援教育の推進に関する事項

		エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
中学校指 導係	1 中学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項(学力向上 対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を 除く。) イ 生徒の管理に関する事項(学齢簿の管理に関 する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導 支援室が所管する事項を除く。) ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項	
学力向上 対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する 事項	
生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に 関する事項	

(生涯学習部の各課等の分掌事務)

第6条 生涯学習部の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
生涯学習	企画庶務	1 生涯学習振興施策の企画立案に関する事項

		エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
中学校指 導係	1 中学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項(学力向上 対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を 除く。) イ 生徒の管理に関する事項(学齢簿の管理に関 する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導 支援室が所管する事項を除く。) ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項	
学力向上 対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する 事項	
生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に 関する事項	

(生涯学習部の各課等の分掌事務)

第6条 生涯学習部の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
生涯学習	企画庶務	1 生涯学習振興施策の企画立案に関する事項

課	係	2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 長土塀交流館に関する事項 6 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。） 6 市民憲章に関する事項
	青少年教育係	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項
家庭教育振興室		1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項
「削る。」		
中央公民館		1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項
キゴ山ふれあい研修センター		1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な

課	係	2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 長土塀交流館に関する事項 6 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。） 6 市民憲章に関する事項
	青少年教育係	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項
家庭教育振興室		1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項
市民交流施設整備室		1 小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項
中央公民館		1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項
キゴ山ふれあい研修センター		1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な

		学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
図書館総務課	図書館総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
玉川図書館 泉野図書館 「削る。」 金沢海みらい図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項

		学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
図書館総務課	図書館総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
玉川図書館 泉野図書館 玉川子ども図書館 金沢海みらい図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について

平成31年3月27日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

改正理由

金沢市学校設置条例の一部改正（平成30年12月26日公布、同日及び平成31年4月1日施行）に伴い、小立野共同調理場及び中央共同調理場による学校給食の対象校を一部改める。

改正内容

学校給食の対象校を、次のように改める。

- (1) 小立野共同調理場 菊川町小学校及び東浅川小学校を削り、犀桜小学校を加える。
- (2) 中央共同調理場 新堅町小学校を削る。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食小立野共同調理場の項中「菊川町小学校」を「犀桜小学校」に、「湯涌小学校 東浅川小学校」を「湯涌小学校」に改め、同表金沢市学校給食中央共同調理場の項中「中央小学校芳齋分校 新堅町小学校」を「中央小学校芳齋分校」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置（昭和47年教育委員会規則第5号）条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行																																				
○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則 昭和47年9月1日 教育委員会規則第5号	○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則 昭和47年9月1日 教育委員会規則第5号																																				
第1条 金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）に規定する学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食の対象は、次に掲げる学校に在学する児童・生徒とする。	第1条 金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）に規定する学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食の対象は、次に掲げる学校に在学する児童・生徒とする。																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同調理場名</th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金沢市学校給食森本共同調理場</td> <td>森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食栗崎共同調理場</td> <td>栗崎小学校 浅野川小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食小立野共同調理場</td> <td>小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 _____ 芝原中学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食扇台共同調理場</td> <td>扇台小学校 額小学校 四十万小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食鞍月共同調理場</td> <td>鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食西南部共同調理場</td> <td>西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食米泉共同調理場</td> <td>米泉小学校 中村町小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食泉野共同調理場</td> <td>泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場名	学校名	金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校	金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校	金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 _____ 芝原中学校	金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校	金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校	金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校	金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校	金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同調理場名</th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金沢市学校給食森本共同調理場</td> <td>森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食栗崎共同調理場</td> <td>栗崎小学校 浅野川小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食小立野共同調理場</td> <td>小立野小学校 菊川町小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 東浅川小学校 芝原中学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食扇台共同調理場</td> <td>扇台小学校 額小学校 四十万小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食鞍月共同調理場</td> <td>鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食西南部共同調理場</td> <td>西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食米泉共同調理場</td> <td>米泉小学校 中村町小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食泉野共同調理場</td> <td>泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場名	学校名	金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校	金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校	金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 菊川町小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 東浅川小学校 芝原中学校	金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校	金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校	金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校	金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校	金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校
共同調理場名	学校名																																				
金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校																																				
金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校																																				
金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 _____ 芝原中学校																																				
金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校																																				
金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校																																				
金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校																																				
金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校																																				
金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校																																				
共同調理場名	学校名																																				
金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校																																				
金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校																																				
金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 菊川町小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 東浅川小学校 芝原中学校																																				
金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校																																				
金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校																																				
金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校																																				
金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校																																				
金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校																																				

金沢市学校給食緑共同調理場	緑小学校 木曳野小学校 金石町小学校 安原小学校 大野町小学校
金沢市学校給食中央共同調理場	中央小学校 中央小学校芳齋分校 _____ 明成小学校 馬場小学校 森山町小学校 浅野町小学校 戸板小学校 新神田小学校
金沢市学校給食西部共同調理場	高岡中学校 泉中学校 清泉中学校 高尾台中学校 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食北部共同調理場	浅野川中学校 鳴和中学校 北鳴中学校 長田中学校 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食東部共同調理場	田上小学校 兼六小学校 小坂小学校 夕日寺小学校 犀川小学校 杜の里小学校 兼六中学校 野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校 小将町中学校 犀生中学校

第2条 共同調理場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 献立作成及び栄養衛生の管理に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 調理に関すること。
- (4) 輸送に関すること。
- (5) 施設及び設備の管理に関すること。
- (6) その他給食に関すること。

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

金沢市学校給食緑共同調理場	緑小学校 木曳野小学校 金石町小学校 安原小学校 大野町小学校
金沢市学校給食中央共同調理場	中央小学校 中央小学校芳齋分校 — 新竪町小学校 明成小学校 馬場小学校 森山町小学校 浅野町小学校 戸板小学校 新神田小学校
金沢市学校給食西部共同調理場	高岡中学校 泉中学校 清泉中学校 高尾台中学校 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食北部共同調理場	浅野川中学校 鳴和中学校 北鳴中学校 長田中学校 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食東部共同調理場	田上小学校 兼六小学校 小坂小学校 夕日寺小学校 犀川小学校 杜の里小学校 兼六中学校 野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校 小将町中学校 犀生中学校

第2条 共同調理場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 献立作成及び栄養衛生の管理に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 調理に関すること。
- (4) 輸送に関すること。
- (5) 施設及び設備の管理に関すること。
- (6) その他給食に関すること。

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について

平成 3 1 年 3 月 2 7 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について

第 8 類第 4 章

改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の制定による消費税法の一部改正（平成24年8月22日公布、関係部分は平成31年10月1日施行）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の制定による地方税法の一部改正（平成24年8月22日公布、関係部分は平成31年10月1日施行）に伴い、金沢市キゴ山ふれあい研修センターの附属設備使用料を改定する。

改正内容

消費税法等の改正に伴い、附属設備使用料を改定する。

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に、「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案			現 行		
(附属設備使用料) 第7条 附属設備使用料の額は、別表のとおりとする。 別表（第7条関係）			(附属設備使用料) 第7条 附属設備使用料の額は、別表のとおりとする。 別表（第7条関係）		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
ピアノ	1台1日につき 330円	調律料を含まない。	ピアノ	1台1日につき 320円	調律料を含まない。
スキー	1組1日につき 550円		スキー	1組1日につき 540円	
屋外炊事設備	一式1回につき 1,100円	宿泊を伴わない場合に限る。	屋外炊事設備	一式1回につき 1,080円	宿泊を伴わない場合に限る。
摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。			摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。		

金沢市指定文化財の指定について

平成 3 1 年 3 月 2 7 日提出

金沢市文化スポーツ局

局長 嶋浦 雄峰

答 申 書

平成30年9月26日の教育委員会で金沢市指定文化財に指定の諮問があった下記の文化財について、金沢市指定文化財としてふさわしいものとして答申します。

記

- 1 有形文化財 建造物「しょうふうかく松風閣」(旧おひろしきごたいめんじょ広坂御広式御対面所) 附 つけたりむなふだ棟札

平成31年2月15日

金沢市文化財保護審議会
会 長 東四柳 史明



教育委員会所管の委員会等の委員の解嘱について

【非公開案件】

平成31年3月27日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市文化財保護審議会の委員の委嘱について

【非公開案件】

平成31年3月27日提出

金沢市文化スポーツ局

局長 嶋浦 雄峰

学校給食用パンの一時的な米飯への変更について

平成31年3月27日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

学校給食用パンの一時的な米飯への変更について

1 概要

本市小・中学校の約8割の学校に給食用パンを納入している業者について、(公財)石川県学校給食会より、2019年度の学校給食用パンの納入に係る継続契約を行わない旨、連絡があったことから以下のとおり対応する。

(参考) 学校給食用パン納入の仕組み

給食の主食(パン、米飯及び牛乳)は、(公財)石川県学校給食会と石川県パン協同組合との契約に基づき、個別納入業者が各小中学校へ納入

2 当面の対応

- ・ 当該業者が給食用パンを納入している学校(小学校46校、中学校18校)については、暫定措置として、4月(1学期)から12月末頃(2学期)までを目途として、パンから米飯への切り替えを実施
- ・ 可能な限り早期のパン納入再開に向け、今後、(公財)石川県学校給食会を通じて、他の業者による振替納入等を依頼

(米飯への変更対象校)

・ 小学校 46 校

泉、中村町、十一屋、泉野、犀桜、小立野、兼六、中央、芳斉分校、長田町、明成、諸江町、馬場、森山町、浅野町、大浦、浅野川、鞍月、栗崎、大野町、金石町、大徳、戸板、緑、押野、米丸、三馬、富樫、額、内川、犀川、湯涌、田上、南小立野、伏見台、扇台、木曳野、三和、長坂台、新神田、西南部、米泉、四十万、西、安原、杜の里

・ 中学校 18 校

泉、野田、城南、兼六、高岡、長田、浅野川、金石、芝原、西南部、内川、犀生、額、高尾台、緑、港、大徳、清泉

「金沢市立学校に係る運動部活動の方針」について

平成31年3月27日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

「金沢市立学校に係る運動部活動の方針」について

1 本方針策定の趣旨等

(1) 趣旨

平成30年3月、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り策定された「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、本市の方針を策定することとなった。

(2) 背景

- ・社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化してきている。
- ・少子化が進展する中、従前と同様の運営体制が難しくなっている。
- ・生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤としての、運動部活動が求められている。
- ・各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができる運動部活動が求められている。

2 概要等

(1) 適切な運営のための体制整備

①運動部活動の方針の策定等

- ・市及び学校の運動部活動方針の策定

②指導・運営に係る体制の構築

- ・学校の部活動の適切な設置
- ・部活動指導員の配置

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

①適切な指導の実施

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」に基づく、生徒の心身の健康管理、事故防止等の徹底

②運動部活動用指導手引の活用

(3) 適切な休養日の設定

- ・休養日は原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。

(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

①生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ・より多くの生徒への運動機会の創出

②地域との連携等

- ・学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備に努める。

(5) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・生徒や顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の適正化に努める。

平成 3 0 年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

平成 3 1 年 3 月 2 7 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

平成30年度 児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

1 対象 小学校4・5・6年生、中学校全学年、高等学校全学年

2 調査内容(実技に関する調査)

①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤持久走 ⑥20mシャトルラン
⑦50m走 ⑧立ち幅とび ⑨ボール投げ(小はソフトボール、中・高はハンドボール使用)

※小…⑤持久走は対象外、中・高…⑤持久走ではなく⑥20mシャトルランを選択実施

3 結果の概要(上回った項目は○、下回った項目は▲)

(1) 平成30年度における「市平均」と「県平均」前年度との比較 **別紙1**

(小学校)・「反復横とび」「50m走」で、県平均を上回る学年が増加した。

・「握力」「上体起こし」で、県平均を下回る学年が減少した。

(中学校)・「反復横とび」で、県平均を上回る学年が増加した。

・「50m走」で、県平均を下回る学年が減少した。

(2) 「市平均」の平成30年度と平成29年度との比較 **別紙2**

(小学校)・前年度に比べ、下回っている項目が減少し、女子を中心に上回っている項目が増加した。

(中学校)・前年度に比べ、3年女子を中心に上回っている項目が増加した。

4 今後の指導の重点

(1) 体育・保健体育科における学習指導の充実

・全ての運動領域で、児童生徒が楽しく意欲的に運動に取り組めるよう、めあてを明確にして適切な運動に取り組ませるとともに、十分な運動量を確保するために、教材やタイムマネジメント等を工夫し、体力の向上を図ること。

・各校の課題を改善するために、調査結果を分析し、「体力を高める運動」等に計画的に取り組むこと。

・「ボール投げ」や中学校での「握力」については、依然として県を下回っていることから、学年の発達段階に即した指導をさらに充実すること。

(2) 教育活動全体を通じた取組の充実

・小学校では、児童が楽しく継続して運動できるよう、休み時間等を有効に活用し、「体力アップ事業」や「チャレンジ賞」に積極的に取り組むこと。

・中学校では、部活動における目標や内容を明確にし、体力や技能の向上を意識した活動の充実を図ること。

(3) その他

・各校及び中学校区で、課題解決や体力向上に向けたPDCAサイクルの確立を図ること。

・家庭や地域と連携しながら、規則正しい生活習慣及び運動習慣の定着を図ること。

金沢市立工業高等学校の活動状況について (平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月)

I 資格取得

(1) 工業関係

- ・技能検定
 - 2 級
 - 建築大工(大工工事作業) 1 名
 - 普通旋盤作業 1 名
 - 電子機器組立て(配電盤・制御盤製図作業) 1 名 計 3 名
 - 3 級
 - 機械加工 (マシニングセンタ作業) 6 名
 - 普通旋盤作業 4 名
 - 機械検査作業 6 名
 - 電子機器組立て(電子機器組み立て作業) 45 名
 - 電子機器組立て(配電盤・制御盤組み立て作業) 4 名
 - 電気製図(配電盤・制御盤製図作業) 6 名
 - 建築大工(大工工事作業) 6 名 計 77 名
- ・ JIS 溶接技能者評価試験(半自動) 7 名
- ・ 土木施工管理技術者 2 級 13 名
- ・ 建築施工管理技術者 2 級 4 名
- ・ 情報処理技術者試験(情報セキュリティマネジメント) 2 名
- ・ 危険物取扱者試験 乙種 1～6 類 19 名
- ・ 電気工事士 第 1 種 8 名、第 2 種 63 名
- ・ 福祉住環境コーディネーター検定 3 級 1 名
- ・ 情報技術検定 1 級 1 名、3 級 219 名
- ・ 工事担任者 (DD 3 種) 8 名
- ・ 2 級陸上特殊無線技士 26 名
- ・ 日商 PC 検定 (文章作成) 6 名
- ・ 計算技術検定 3 級 5 名

※ジュニアマイスター顕彰制度(全国工業高等学校長協会)
特別表彰 2 名、ゴールド 6 名、シルバー 36 名

(2) その他

- ・ 秘書技能検定 3 級 9 名
- ・ 日本漢字能力検定 2 級 1 名、準 2 級 4 名、3 級 3 名
- ・ 実用英語検定 準 2 級 3 名
- ・ 実用数学技能検定 準 2 級 19 名

II 部活動

(1) 文化部関係

- ・ メカトロニクス部
 ジャパンマイコンカーラリー 北信越地区大会 長野市 (11 月 3～4 日)

(2) 運動部関係

①全国高等学校選抜大会

弓道 (12月 岡山市)、相撲 (3月 高知市)、剣道 (3月 春日井市)
バドミントン (3月 ひたちなか市)、ボウリング (3月 宇治市)

②その他の高校大会

- ・相撲部 全国選抜高校相撲弘前大会 (2月 弘前市)
- ・水球部 全日本ジュニア (U17) 水球競技選手権大会 (3月 柏崎市)

Ⅲ その他活動

- (1) 国際工業高校生フォーラム [10月5日 (金) 本校 メディアホール]
- (2) 創立90周年記念式典 [10月6日 (土) 本校 第一体育館]
- (3) 学校説明会、部活動紹介 [10月20日 (土) 本校]
- (4) 金工祭 [10月26日 (金) ~27日 (土) 本校]
- (5) 第4回金沢マラソンのボランティア [10月28日 (日) 教員、生徒約150名]
- (6) 吹奏楽部第52回定期演奏会 [11月23日 (土) 石川県文教会館]
- (7) 公開課題研究発表会 [1月26日 (土) 本校 第一体育館、ひかりホール他]

金沢市指定文化財の指定について

1. 有形文化財 建造物「しょうふうかく松風閣」（旧広坂 おひろしき御広式 ごたいめんじょ御対面所）附 つげたりむなふだ棟札

松風閣（旧広坂御広式御対面所）

- 1 種 別 有形文化財建造物
- 2 名 称 松風閣（旧広坂御広式御対面所）附棟札
- 3 員 数 1棟 1枚
- 4 所 在 地 金沢市本多町3丁目53番1
（住居表示：本多町3丁目2番1号）
- 5 所 有 者 北陸放送株式会社 金沢市本多町3丁目2番1号
- 6 構造形式 木造平家建、寄棟造、棧瓦葺
- 7 規 模 建築面積 262.49㎡
- 8 建築年代 天保3年（1832）
- 9 説 明

松風閣（注¹）は、本多町3丁目地内、北陸放送株式会社敷地内に位置する。敷地を含む一帯は、江戸時代は加賀八家（注²）筆頭本多家の中屋敷地と下屋敷地があった場所であり、建物の東側には市指定文化財である松風閣庭園（注³）が広がる。

建物は、第12代藩主前田^{なりなが} 齊^す 広^ず の娘^す 寿^ず 々^{ひめ} 姫が、天保5年（1834）に本多家第9代^{まさかず} 政和の室として輿入れした際に、本多家上屋敷に造営された^{おひろしき} 広坂御広式の一部の御対面所が現在に残るものである。文政7年（1824）に齊広は卒去しており、寿々姫の兄である第13代藩主^{なりやす} 齊泰によって造られたものであろうが、寿々姫は輿入れから僅か7か月後に亡くなり、その後広坂御広式は取り壊され、御対面所だけが天保14年（1843）に本多家上屋敷地内で移築された。その後、明治19年（1886）には本多家上屋敷が陸軍省用地に移管されたことに伴い、御対面所だけが中屋敷地に移築され、明治40年（1907）にも再度移築され現在の位置となった。

建築年代を示すものとして、竹下半次の先祖由緒一類附帳（注⁴）があり、竹下半次は天保14年（1843）の移築時の棟札に載る大工棟梁である。同書には半次の父である武右衛門が天保3年（1832）に広坂御広式の上棟式の祭主を務めたことが記載されており、御対面所の建築年代も同時期であることが考えられる。

木造平家建、桁行9間、梁間8間の規模で、軒は一軒疎垂木^{*} 1とし、軒先は^{こけらぶき} 柿葺の軒付^{*} 2を2段に積み、屋根は寄棟造、棧瓦葺とする。

間取りは、建物中央に南北に伸びる鞘の間^{*} 3を設け、その東西

に各室を配す。東側には北から12畳の「御対面所」、18畳の「二ノ御間」、9畳の間を並べ、その東側に「御縁側」を通す。鞘の間の西側には北から10畳の「御客座敷」、8畳の「御次」を並べる。また建物北側及び西側に1間幅の廊下を通し、西側廊下を通り、「御次」の南側に位置する8畳の「御休息ノ間」に繋がる。建物東側には1間幅の縁側を通し、南側には奥行半間の濡れ縁を通す。

間取りの変遷は、「広坂御広式絵図」^(注5)等で、御対面所の建築当初の間取りを確認することができ、天保14年の移築後の間取りについても、「御上屋敷御館絵図」^(注6)等で確認することができ、現状は建築当初や天保の移築時にはあった2箇所^(注7)の渡り廊下が失われているものの、建築当初の間取りがほぼ残っている。

外観は、北面及び南面が後世の増築により改造されており^(注7)、東面においても天保期には内部に取り込んだ土縁であったが濡れ縁に改変されている。西面は北側の一部で増築されているが、それ以外は板戸とガラス戸の雨戸が設けられ、戸袋位置は「広坂御広式絵図」と同位置で、当初の形式が維持されている。

内部は、玄関以外の全ての室で長押を廻し、玄関もかつては長押が廻っていたことが痕跡から分かる。柱間装置は襖や張付壁で、天井も廊下は棹縁天井とするが主要な空間は張付天井とし、いずれの張付紙も後世に貼り替えられているが^(注8)、建築当初の形式を今に伝える。また、北側柱筋には「広坂御広式絵図」に記されている「中シキイ」の仕口痕跡が確認でき、東側縁側丸桁下端にはかつてあった柱の柄穴痕跡が残るなど、御対面所として建てられた建築当初の軸組がよく残り貴重である。御対面所と二ノ御間境には、極楽鳥と波羅密樹を象った彫刻欄間を飾り、藩に仕えていた木彫名工である武田友月^(注9)作と伝わる。同位置の中央襖2枚の引手底に見られる覗き穴の仕掛けや、「滝に驚図」や「粟に鳴子図」が描かれた帯戸など、寿々姫の輿入れのための藩の造営らしい細工が随所に見られる。

松風閣は、市内に残る加賀八家上屋敷の住宅施設として唯一の遺構であり、かつ藩主斉泰が妹である寿々姫の輿入れのために造った極めて特別な建物であり、武田友月作と伝わる彫刻欄間がその豪華さを物語る。また、近世だけでなく明治期以降も、本多家によって移築保存されてきたことは、前田家と本多家の関係性を如実に表すものであり、城下町金沢の歴史が連綿と現在に伝わることを実感させる建物である。

■ 注記

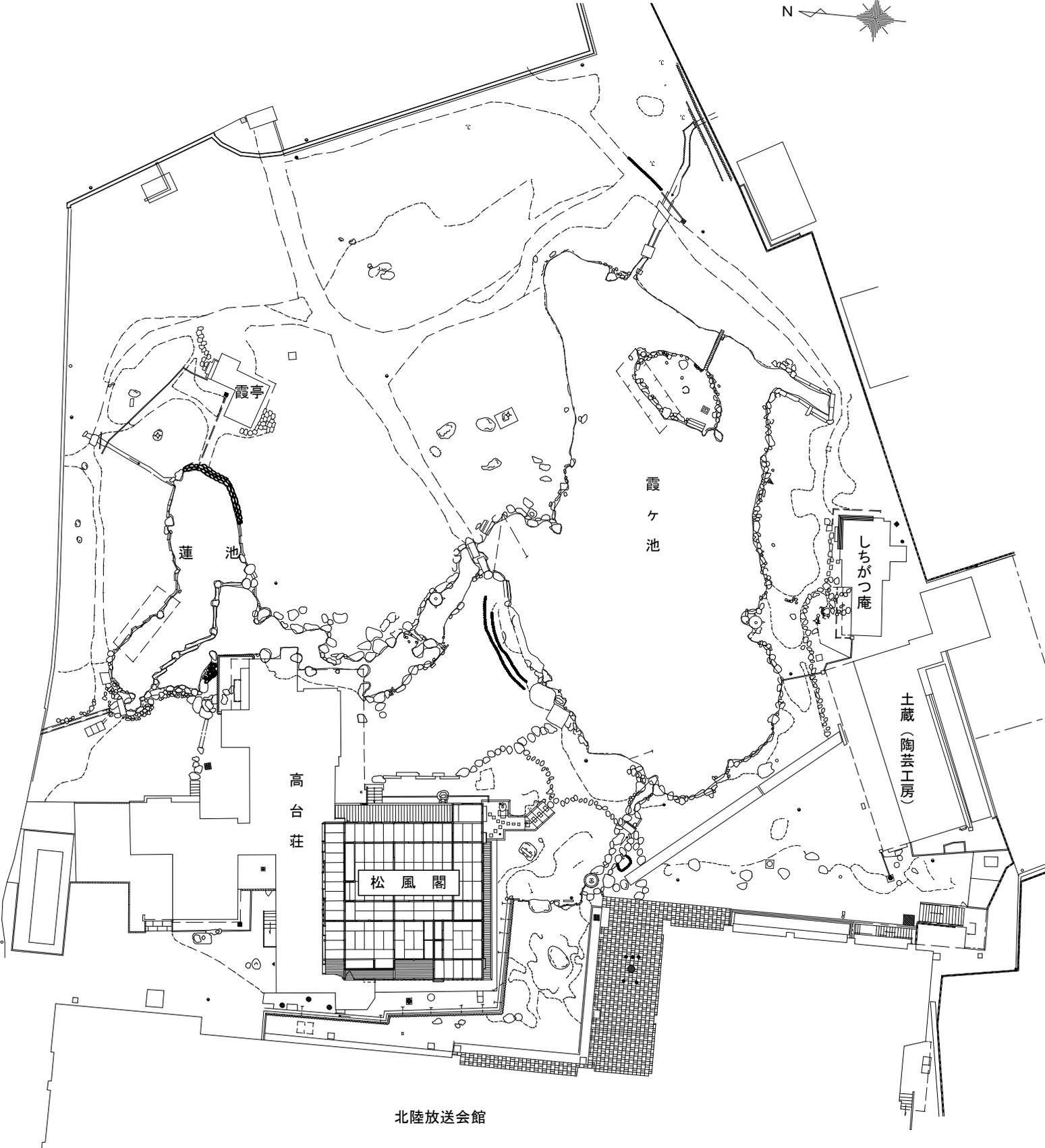
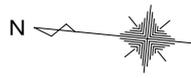
- (注1) 松風閣の名称となった時期は不明であるが、本多家には、幕末期から明治期にかけて活躍した儒学者の藤澤南岳氏が書いた「松風閣詩」という書跡が残っている。
- (注2) 加賀八家とは、行政組織の最高権力職である年寄役を代々世襲する門閥の8家のことをいう。5代藩主綱紀の治世に成立した。
- (注3) 平成20年5月1日指定。本多家2代政長は茶人の金森宗和と親交があり、その息子2代目宗匠が寛永2年(1625)に宗和の代人として加賀藩に仕えたことから、その指導を受けて作庭されたものと推定される。松風閣庭園が位置する場所は、「下屋敷絵図」(加賀本多博物館所蔵、17世紀末～18世紀初め頃)では「主殿様御屋舗」とあり、家督を継ぐ前の本多政敏(のち3代当主)の屋敷地内であったことが分かる。
- (注4) 嘉永元年(1848)、加賀本多博物館所蔵。
- (注5) 天保5年(1843)、金沢市立玉川図書館所蔵。
- (注6) 明治初年、金沢市立玉川図書館所蔵。
- (注7) 昭和33年に、大本北陸本苑が建物南側に増築され、翌年、高台荘が建物北側に増築された。
- (注8) 大本北陸本苑が増築された際の改造と考えられる。本多家には御対面所の古写真が残り、かつては、天井の張付紙は成巽閣の張付紙と同様の浮線綾文様を使用、壁の張付紙は五七桐の紋のものを使用していたことが確認できる。
- (注9) 加能郷土辞彙によれば、武田友月の本名は武田^{のぶおき}信興で、通称が秀平であり、播磨姫路に生まれ京都にいたが、加賀藩老臣今枝直方がその多能を知り、文化11年(1814)に金沢に迎え、文政元年(1818)藩主前田斉広に薦め、藩の御細工者小頭に任じられ、十五人扶持となった。文政2年(1819)には新知百石を与えられ組外となり、同5年(1822)竹沢御書院組として斉広の隠棲に従い、同7年(1824)に斉広が亡くなった後、再び組外に復し、弘化元年(1844)に没した。信興は木彫に巧みで友月と号し、その製陶には民山の号を用いたとされる。由緒帳によれば文政2年(1819)5月に「竹澤御殿御普請御用主附」とあり、同年12月に秀平に名を替えたことが書かれている。武田友月の彫刻欄間の作品としては、松風閣のほかに、成巽閣の謁見の間のもものと尾山神社拝殿のものがあげられる。

■ 参考文献

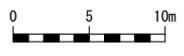
- ・『松風閣とその庭園』、昭和52年(1977)、北陸放送株式会社
- ・『新版 金澤・百萬石の城下町——美しきニッポンの遺産』、平成18年(2006)、北国新聞社

用語の説明

- ※1 一軒疎垂木:地垂木のみから成る普通の軒で垂木間隔を粗くとったもの。
- ※2 軒付:柿葺や茅葺などの屋根において軒先だけを特に厚く重ねた部分。
- ※3 鞠の間:住宅建築における畳敷きの細長い部屋。



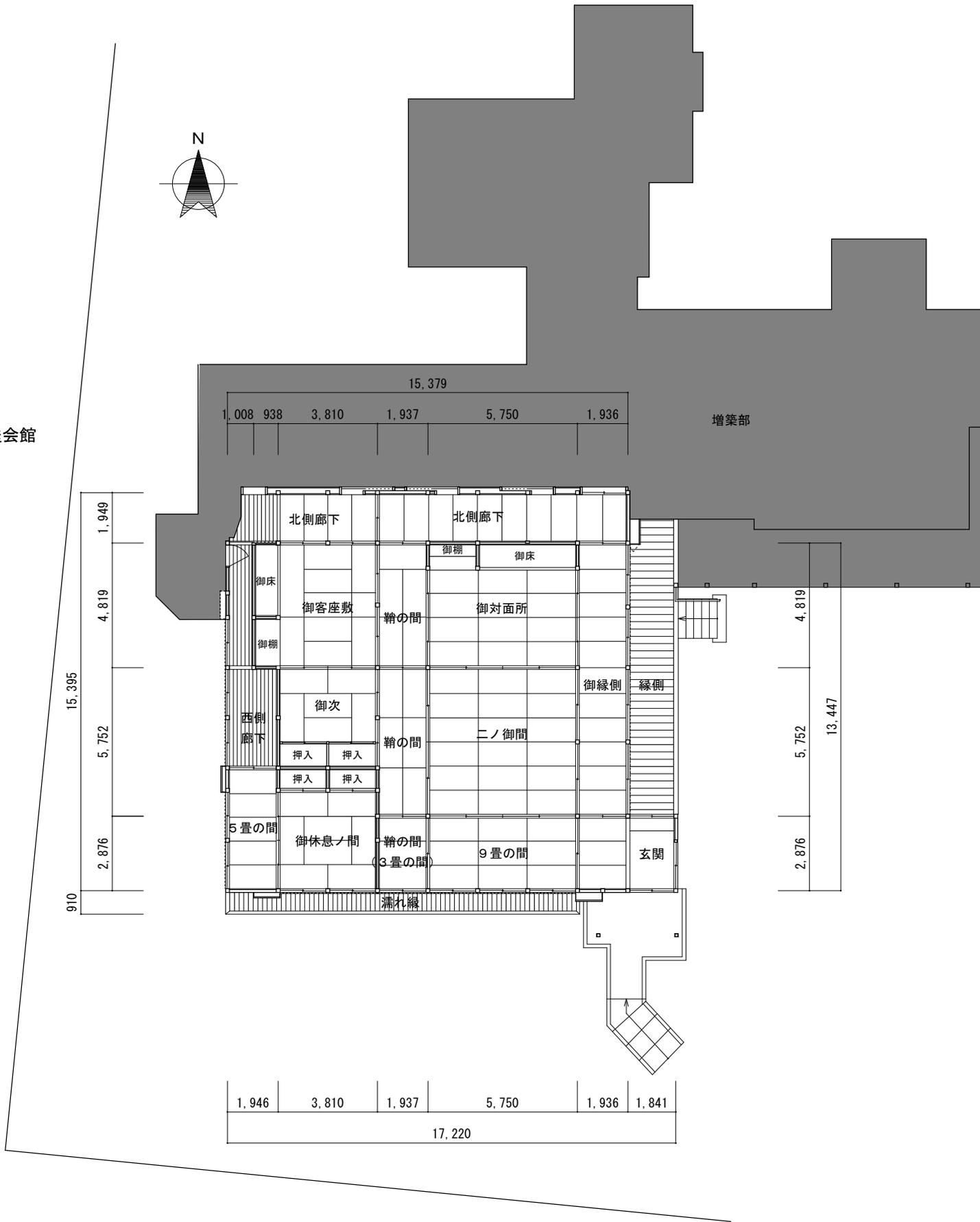
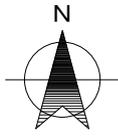
北陸放送会館



配置図

縮尺 1:500

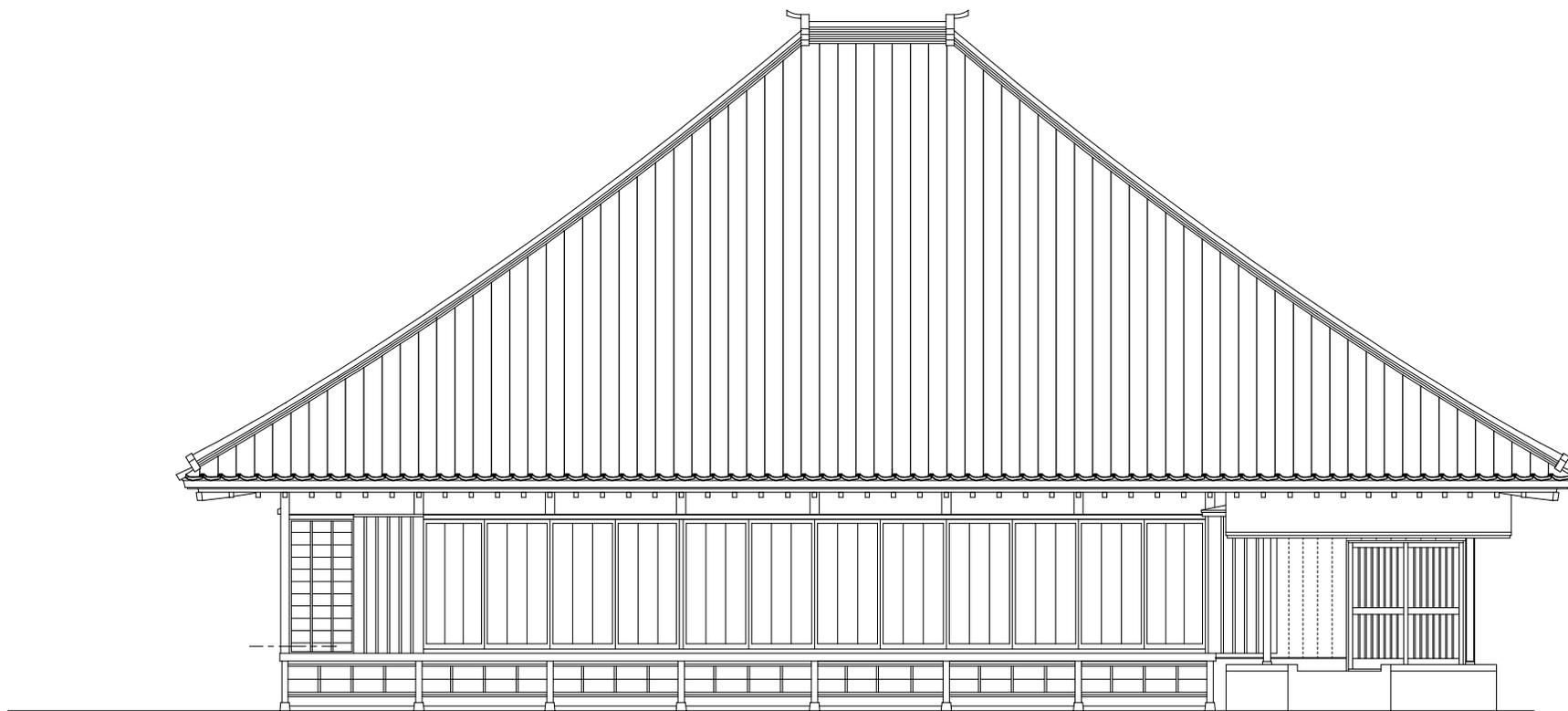
北陸放送会館



■ : 指定範囲外

平面図

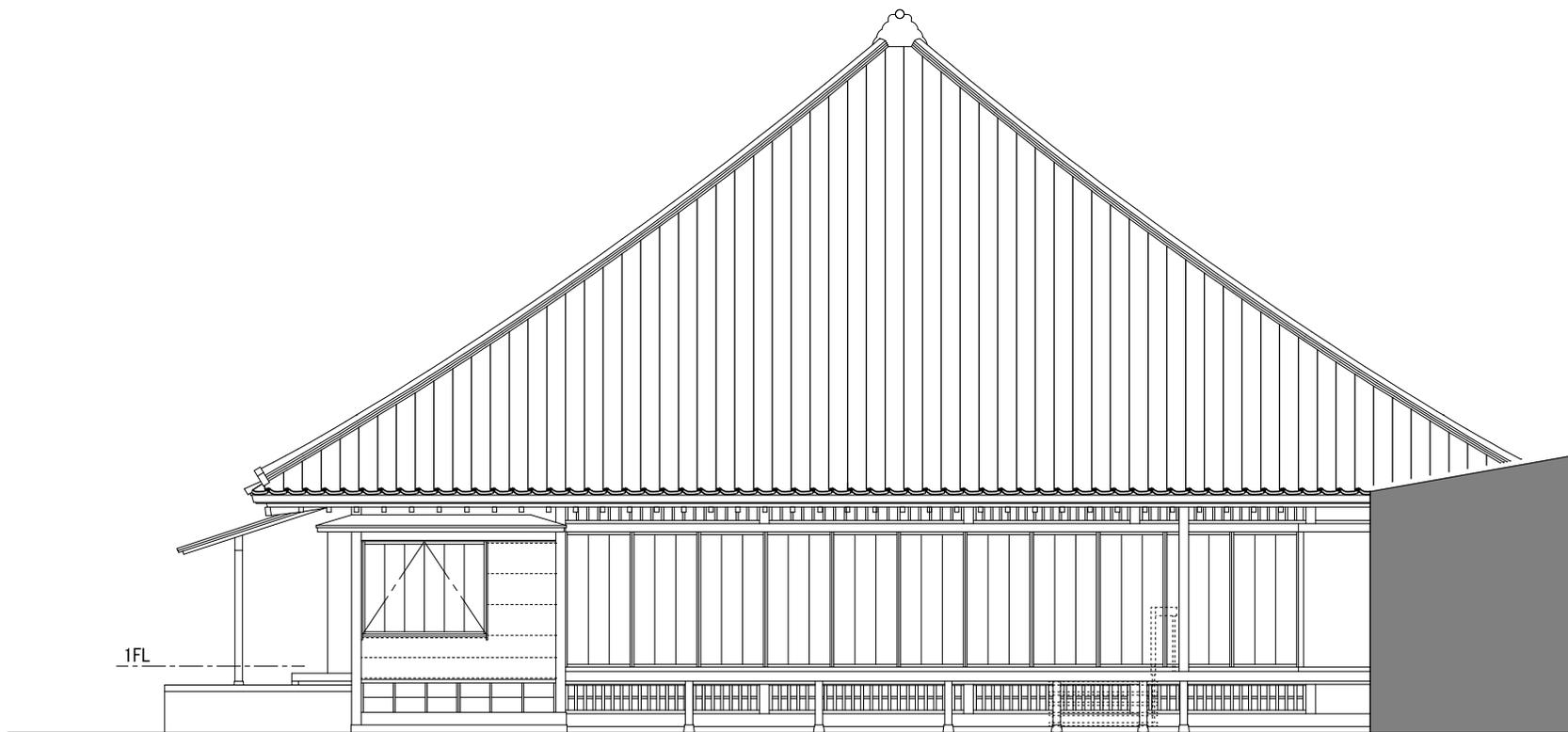
縮尺 1:200



■ : 指定範囲外

立面図（南側面）

縮尺 1:100



1FL

■ : 指定範囲外

立面図（東側面）

縮尺 1:100



立面図（西側面）

縮尺 1:100

■ : 指定範囲外



東面外観



東面外観



南面外観



西面外観



御対面所一二ノ御間境



御対面所



御客座敷



御休息ノ間



御縁側



北側廊下



屋根



玄関帯戸「滝に鷲図」



玄関帯戸「粟に鳴子図」



小屋裏に掲げられている棟札



小屋裏墨書「ゐノ七 天梁」

棟札



(表面)



(裏面)

形状 尖塔形
寸法 中央高 598 mm、下幅 240 mm、厚 12 mm
材種 檜材

明治十九年五月吉祥日本地轉築又
明治四十年十月吉祥日本地轉築又
用闌大工頭取
緒川喜太郎

我等今敬禮

八月吉祥日

牧野將曹

吉川梶之介

杖役
角針善右工門
森原周之助
金子彦兵衛
金村安次郎
杖役
竹松吉兵衛
石原彌三助
野村八右工門
鍛冶
松本徳左工門

哀愍衆生者

無上靈寶神道加持

御目附
辻九兵衛

御大工棟梁
竹下半次
小奉行
水上勘五右衛門

壽命長遠徳自在御棟札

伽陵頻伽聲

天水雨水夫中地

牧知左衛門

小奉行
岩村作右衛門

聖主天中天

天保十四癸卯年

御作事奉行
岡本傳進
中根余所進

小奉行
河寫伊左衛門
御大工棟梁兼帶
森村專助

杖役
角針善右工門

地方頭取

同
松任屋
彌助
御座屋
嘉右衛門
赤土屋
庄右衛門
吉右衛門

御材木并
御屋根方御用

緒屋
三良右工門

(裏面)

御用闌頭取大工

氷見屋
宇右衛門

越中屋
七右衛門

越中屋
七良兵衛

棟札上筥



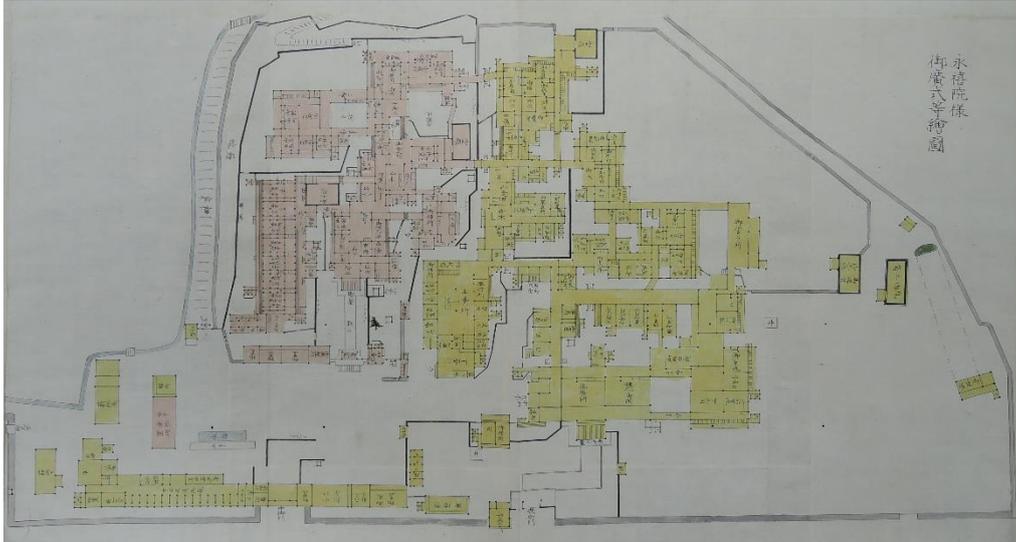
形状 尖塔形、箱
寸法 中央高 647 mm、下幅 265 mm、厚 42 mm
材種 檜材

奉上棟大元尊神家門長久榮昌守護

五帝龍神

岡象女神

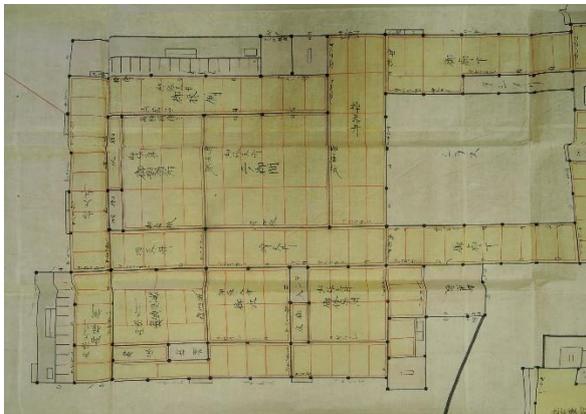
(表面)



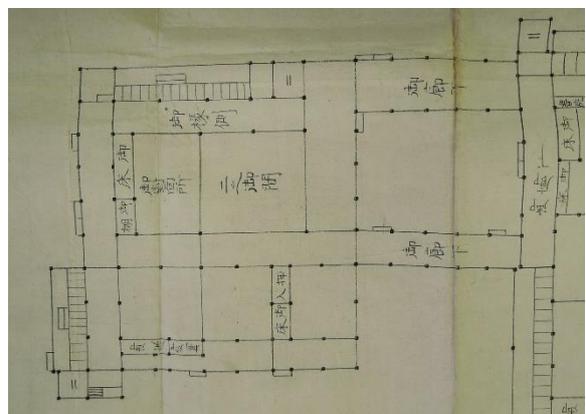
「御上屋鋪御屋形古今絵図 永禧院様 御廣式等絵図」(加賀本多藏品館蔵)



「御上屋鋪御屋形古今絵図 當時御屋形絵図」(加賀本多藏品館蔵)



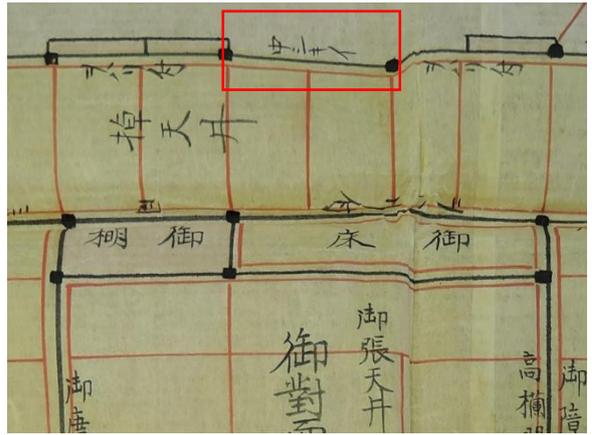
広坂御広式絵図・天保5年(1834)
(金沢市立玉川図書館蔵)



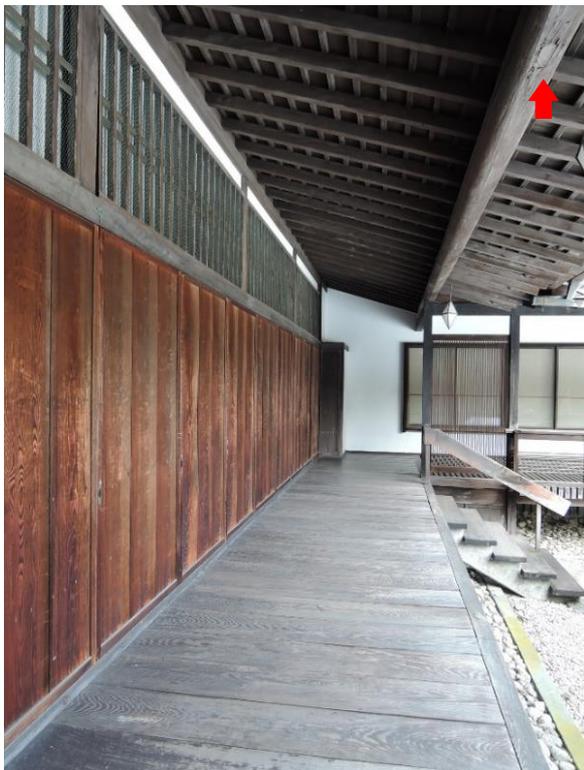
御上屋敷御館絵図・明治初年
(金沢市立玉川図書館蔵)



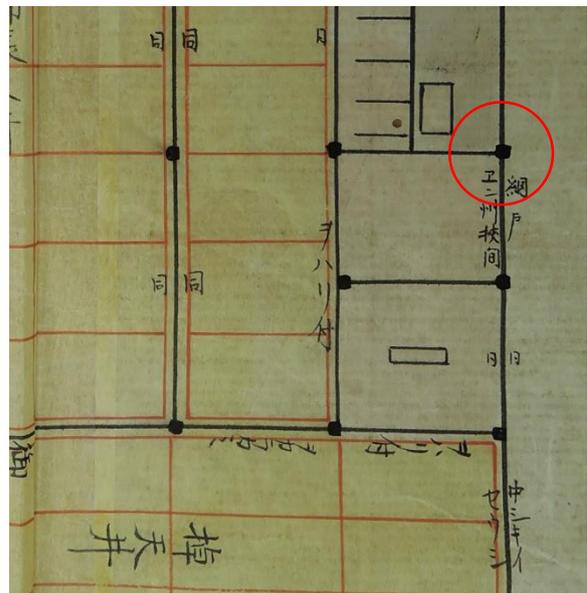
「中シキイ」の仕口痕跡



広坂御広式絵図に記載されている「中シキイ」



丸桁下端に見られる柱納の痕跡



失われた柱の位置



覗き穴の仕掛けがある襖引手



帯戸「花車図」



「御対面所」古写真 (本多家蔵)



壁・襖の張付紙の紋



天井張付紙の紋



成巽閣の張付紙の紋



松風閣彫刻欄間 武田友月作 (上：向かって右、下：向かって左)



松風閣彫刻欄間 極楽鳥



成巽閣彫刻欄間 極楽鳥

資 料

報告第10号

金沢市立学校に係る運動部活動の方針

平成31年2月
金沢市教育委員会

目 次

本方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	6
○運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月 文部科学省)	7
○運動部活動の方針チェックポイント例	19

本方針策定の趣旨等

平成30年3月、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という）においては、「学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下『運動部顧問』という）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。」とされている。

また、本市では、部活動の休養日や活動時間等を盛り込んだ「金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた取組方針」を平成30年3月に取りまとめ、同年4月から具体の取組を進めているところである。

こうした状況のもと、今般、国のガイドラインや平成25年に文部科学省が策定した「運動部活動での指導のガイドライン」、県の方針を受け、さらに金沢市が策定した「金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた取組方針」を踏まえ、新たに「金沢市立学校に係る運動部活動の方針」を策定した。

本方針は、市立中学校及び高等学校における運動部活動を対象とし、

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

を目指すものである。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 金沢市教育委員会は、「国のガイドライン」に則り、「県の方針」を参考に、「金沢市立学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、「金沢市立学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等・様式1)並びに毎月の活動計画(様式2)及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等・様式3)を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を当該部の生徒・保護者へ情報提供するとともに、その概要を、必要に応じて学校のホームページへの掲載等により公表するよう努める。

エ 金沢市教育委員会は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員や外部指導者(運動部活動地域指導者等)の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 金沢市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動を指導する教師の校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員等の外部人材の増員に努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 金沢市教育委員会は、県が主催する研修会等への参加や運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。

カ 金沢市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号）」及び「金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた取組方針」を踏まえ、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。金沢市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識の習得に努める。

《指導する際の留意点》

◇ 事故防止・安全確保

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認（活動前後の健康観察等）、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。

◇ 熱中症の予防

近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、特に夏季の運動部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動中に十分な水分補給や休息時間を確保するなど、生徒の健康状態や個人差に十分留意しながら適切な指導に努める。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

また、日頃から生徒に熱中症についての知識や予防等について啓発する。

◇ 体罰等の根絶

指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねることや否定するような発言・行為は決して許されないことを十分に認識し、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

◇ コミュニケーションの充実

部活動を運営する上で活動の前提となる、指導者と生徒との信頼関係づくりに向け、生徒とのコミュニケーションを大切にし、良好な人間関係の充実に努める。

- ・指導の目的や、内容、方法の明確な説明
- ・評価や励ましの観点からの積極的な声かけ
- ・疲労状況や精神状況等、心身両面での適切な助言
- ・厳しい言葉等による指導後の生徒へのフォローアップ 等

◇ 科学的トレーニングの導入

指導者自身の経験則だけに頼ることなく、競技種目の特性等を踏まえたスポーツ医・科学の見地を取り入れたトレーニング（発育・発達段階や運動の習熟段階に応じた適切な指導等）や最新の研究成果を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れる。

(参考)

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月：文部科学省)《巻末P7～》
- ・「運動部活動における熱中症事故の防止等について」(平成30年7月20日付スポーツ庁通知)

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体等が作成する運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- ・休養日は、中学校・高校ともに原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。
- ・大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前の活動計画等により、校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。ただし土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上休養日を設定する。(前述の代替の休養日はこれに含まない)

なお、中体連、高体連、高野連が主催又は共催する大会に出場した際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。

- ・通常練習における1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。
- ・夏休みなど長期休業中は、まとまった長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。なお、金沢市教育委員会は、適宜、支援及び指導・是正を行う。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツ

ニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するなど、スポーツ環境の整備に努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 金沢市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、必要に応じて、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組の推進に努める。

(2) 地域との連携等

ア 金沢市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備に努める。

イ 金沢市体育協会、市内の競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、金沢市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実に努める。

また、金沢市教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 金沢市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設の開放に努める。

エ 金沢市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を得る努力をする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 石川県中学校体育連盟、石川県高等学校体育連盟、石川県高等学校野球連盟、金沢市中学校体育連盟及び金沢市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、他の団体等が主催する大会等を含め、各学校の運動部が参加する大会数の適正化に努める。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会数の適正化に努める。

運動部活動での指導のガイドライン

平成25年5月 文部科学省

1. 本ガイドラインの趣旨について	8
2. 生徒にとってのスポーツの意義	8
3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について	8
4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項	10

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

- ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう 10
- ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう 10
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう 11

実際の活動での効果的な指導に向けて

- ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう 12
- ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう 14
 - 通常のスポート指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例 15
 - 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例 16
 - 有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例 16
 - 体罰等の許されない指導と考えられるものの例 17

指導力の向上に向けて

- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう 18
- ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう 18

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなでつくる運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

① 運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

- 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。

具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。

なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

② 運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。
 - ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
 - ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

③ 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特性を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等がいます。

各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望ま

れます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望まれます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるとはならず、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。
校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。
- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。
- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行うことが効果的である場合も考えられます。
また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。
これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

- 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要なときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。
- 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。
各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。
この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。
- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

- 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

- 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

- 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのための言語活動

の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。

また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望まれます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。

- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適當、不適切です。

生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

- 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

- 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。

指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体

制づくりが必要です。

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。

- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成 25 年 3 月 13 日に「体罰根絶宣言」を公表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成 25 年 4 月 25 日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的

及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポート指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たち

で導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において、想定されるものと考えられます。

- 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。

- ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
 - ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。

地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。

- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。

学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

- 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。

〈運動部活動のマネジメントカその他多様な指導力の習得〉

- 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくと

もに、それらを向上させることが望めます。

○運動部活動の方針チェックポイント例

	確認項目	該当ページ例	確認時期	チェック
1	校長は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3スポーツ庁）」、「金沢市立学校に係る運動部活動の方針（H31.2金沢市教育委員会）」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針（以下、「学校活動方針」という）」を策定する。	P. 2 1(1)イ	5月 月上旬	
2	運動部顧問は、「年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績」を校長に提出する。	P. 2 1(1)イ	適宜	
3	校長は、上記2の「活動方針」及び「年間の活動計画等」について、当該部の生徒・保護者へ情報提供するとともに、その概要を、必要に応じて学校のホームページへの掲載等により公表するよう努める。	P. 2 1(1)ウ	5月 月上旬	
4	校長は、円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置するとともに、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図っている。また、活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行っている。	P. 2 1(2) ア、ウ、 エ	適宜	
5	校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5文部科学省）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底している。また、運動部顧問は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。	P. 3 2(1) ア、イ	5月 月上旬	
(1)	上記「5」に係り、施設・設備・用具等の定期的な安全確認が実施され、生徒の日常的な健康観察等が各部で行われるなど、「事故防止・安全確保」についての取組が徹底している。また、事故発生時の対処の仕方や報告・連絡・相談体制について、整備されている。	P. 2 1(2)ウ、エ P. 3 2(1)ア P. 4	年度 当初 及び 各学期 1回 以上	
(2)	上記「5」に係り、「熱中症予防」についての知識やその対処法等において、学校全体で理解を深めるとともに、気象庁や環境省の暑さ指数（WBGT）等を参考に、適切な活動となるよう留意する。また、活動場所における「暑さ指数」が計測できるよう整備することや日頃から生徒に熱中症についての知識や予防等の啓発を行う。	P. 4	6月 下旬	
(3)	上記「5」に係り、指導における「体罰等の根絶」を徹底し、「コミュニケーションの充実」が図られている。	P. 4	年度 当初	
(4)	上記「5」に係り、生徒の実態に応じた段階的指導が行われ、指導に当たってはスポーツ医・科学等の見地を取り入れた指導内容・方法が取り入れられるように努めている。	P. 3 2(1)イ P. 4	適宜	
6	適切な休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、その運用を徹底している。	P. 5 3ア、ウ	適宜	
7	校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とにならないよう、参加する大会数の適正化に努める。	P. 6 5 イ	適宜	

8	自転車移動時における「ヘルメットの着用」「保険の加入」等の徹底等、移動・活動における事前指導等が実施されているか確認し、必要に応じて適切に対応する。	金沢市 条例 通知等	適宜	
---	--	------------------	----	--

資 料
報告第 1 1 号

平成 3 0 年度児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

1 平成30年度における「市平均」と「県平均」前年度との比較

①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤持久走 ⑥20mシャトルラン ⑦50m走
⑧立ち幅とび ⑨ボール投げ(小はソフトボール、中はハンドボールを使用)

※小…⑤持久走は対象外、中…⑤持久走ではなく⑥20mシャトルランを選択実施

【小学校】

【○…県平均上回る 無記入…有意差なし ▲…県平均下回る】 ※t検定による比較(危険率5%)

<平成29年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
小4男子	▲			▲						0
小5男子			○						▲	1
小6男子										0
小4女子	▲	▲						▲	▲	0
小5女子		▲				▲			▲	0
小6女子			○			▲			▲	1
○合計数	0	0	2	0		0	0	0	0	2



<平成30年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
小4男子									▲	0
小5男子							○		▲	1
小6男子			○	○					▲	2
小4女子		▲		▲		▲	▲	▲		0
小5女子				○				▲		1
小6女子			○			▲			▲	1
○合計数	0	0	2	2		0	1	0	0	5

【中学校】

【○…県平均上回る 無記入…有意差なし ▲…県平均下回る】 ※t検定による比較(危険率5%)

<平成29年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
中1男子	▲		○	○			▲		▲	2
中2男子	▲		○				▲		▲	1
中3男子			○				▲		▲	1
中1女子									▲	0
中2女子			○			○		○		3
中3女子			○					○		2
○合計数	0	0	5	1		1	0	2	0	9



<平成30年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
中1男子	▲									0
中2男子	▲		○	○					▲	2
中3男子	▲		○			▲			▲	1
中1女子	▲	▲					▲		▲	0
中2女子			○	○		○		○	▲	4
中3女子			○	○				○		3
○合計数	0	0	4	3		1	0	2	0	10

2 「市平均」の平成30年度と平成29年度との比較

【小学校】

【○…前年度上回る 無記入…有意差なし ▲…前年度下回る】 ※t検定による比較(危険率5%)

<平成29年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
小4男子		○		▲			○			2
小5男子		○		○			○			3
小6男子			▲	▲						0
小4女子		○				○	○		○	4
小5女子		○								1
小6女子	▲		▲			▲		▲		0
○合計数	0	4	0	1		1	3	0	1	10



<平成30年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
小4男子			○						▲	1
小5男子										0
小6男子			○	○						2
小4女子	○						○	○		3
小5女子		○		○		○				3
小6女子						○		○		2
○合計数	1	1	2	2		2	1	2	0	11

【中学校】

【○…前年度上回る 無記入…有意差なし ▲…前年度下回る】 ※t検定による比較(危険率5%)

<平成29年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
中1男子							○			1
中2男子			○			○		○		3
中3男子										0
中1女子		▲	▲	▲			○	▲		1
中2女子		○	○	○		○			○	5
中3女子							○			1
○合計数	0	1	2	1		2	3	1	1	11



<平成30年度>

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
中1男子		▲	▲			▲				0
中2男子			○	○			○			3
中3男子	▲		○	○				○		3
中1女子								○		1
中2女子			▲	○						1
中3女子	○		○	○		○	○	○	○	7
○合計数	1	0	3	4		1	2	3	1	15

金沢市立工業高等学校の活動状況について (平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月)

I 資格取得

(1) 工業関係

- ・技能検定
 - 2 級
 - 建築大工(大工工事作業) 1 名
 - 普通旋盤作業 1 名
 - 電子機器組立て(配電盤・制御盤製図作業) 1 名 計 3 名
 - 3 級
 - 機械加工 (マシニングセンタ作業) 6 名
 - 普通旋盤作業 4 名
 - 機械検査作業 6 名
 - 電子機器組立て(電子機器組み立て作業) 45 名
 - 電子機器組立て(配電盤・制御盤組み立て作業) 4 名
 - 電気製図(配電盤・制御盤製図作業) 6 名
 - 建築大工(大工工事作業) 6 名 計 77 名
- ・ JIS 溶接技能者評価試験(半自動) 7 名
- ・ 土木施工管理技術者 2 級 13 名
- ・ 建築施工管理技術者 2 級 4 名
- ・ 情報処理技術者試験(情報セキュリティマネジメント) 2 名
- ・ 危険物取扱者試験 乙種 1～6 類 19 名
- ・ 電気工事士 第 1 種 8 名、第 2 種 63 名
- ・ 福祉住環境コーディネーター検定 3 級 1 名
- ・ 情報技術検定 1 級 1 名、3 級 219 名
- ・ 工事担任者 (DD 3 種) 8 名
- ・ 2 級陸上特殊無線技士 26 名
- ・ 日商 PC 検定 (文章作成) 6 名
- ・ 計算技術検定 3 級 5 名

※ジュニアマイスター顕彰制度(全国工業高等学校長協会)
特別表彰 2 名、ゴールド 6 名、シルバー 36 名

(2) その他

- ・ 秘書技能検定 3 級 9 名
- ・ 日本漢字能力検定 2 級 1 名、準 2 級 4 名、3 級 3 名
- ・ 実用英語検定 準 2 級 3 名
- ・ 実用数学技能検定 準 2 級 19 名

II 部活動

(1) 文化部関係

- ・ メカトロニクス部
 ジャパンマイコンカーラリー 北信越地区大会 長野市 (11 月 3～4 日)

(2) 運動部関係

①全国高等学校選抜大会

弓道 (12月 岡山市)、相撲 (3月 高知市)、剣道 (3月 春日井市)
バドミントン (3月 ひたちなか市)、ボウリング (3月 宇治市)

②その他の高校大会

- ・相撲部 全国選抜高校相撲弘前大会 (2月 弘前市)
- ・水球部 全日本ジュニア (U17) 水球競技選手権大会 (3月 柏崎市)

Ⅲ その他活動

- (1) 国際工業高校生フォーラム [10月5日 (金) 本校 メディアホール]
- (2) 創立90周年記念式典 [10月6日 (土) 本校 第一体育館]
- (3) 学校説明会、部活動紹介 [10月20日 (土) 本校]
- (4) 金工祭 [10月26日 (金) ~27日 (土) 本校]
- (5) 第4回金沢マラソンのボランティア [10月28日 (日) 教員、生徒約150名]
- (6) 吹奏楽部第52回定期演奏会 [11月23日 (土) 石川県文教会館]
- (7) 公開課題研究発表会 [1月26日 (土) 本校 第一体育館、ひかりホール他]

金沢市指定文化財の指定について

1. 有形文化財 建造物「しょうふうかく松風閣」（旧広坂 おひろしき御広式 ごたいめんじょ御対面所）附 つけたりむなふだ棟札

松風閣（旧広坂御広式御対面所）

- 1 種 別 有形文化財建造物
- 2 名 称 松風閣（旧広坂御広式御対面所）附棟札
- 3 員 数 1 棟 1 枚
- 4 所 在 地 金沢市本多町3丁目53番1
（住居表示：本多町3丁目2番1号）
- 5 所 有 者 北陸放送株式会社 金沢市本多町3丁目2番1号
- 6 構造形式 木造平家建、寄棟造、棧瓦葺
- 7 規 模 建築面積 262.49㎡
- 8 建築年代 天保3年（1832）
- 9 説 明

松風閣（注¹）は、本多町3丁目地内、北陸放送株式会社敷地内に位置する。敷地を含む一帯は、江戸時代は加賀八家（注²）筆頭本多家の中屋敷地と下屋敷地があった場所であり、建物の東側には市指定文化財である松風閣庭園（注³）が広がる。

建物は、第12代藩主前田^{なりなが} 齊^す 広^ず の娘^す 寿^ず 々^{ひめ} 姫が、天保5年（1834）に本多家第9代^{まさかず} 政和の室として輿入れした際に、本多家上屋敷に造営された^{おひろしき} 広坂御広式の一部の御対面所が現在に残るものである。文政7年（1824）に齊広は卒去しており、寿々姫の兄である第13代藩主^{なりやす} 齊泰によって造られたものであろうが、寿々姫は輿入れから僅か7か月後に亡くなり、その後広坂御広式は取り壊され、御対面所だけが天保14年（1843）に本多家上屋敷地内で移築された。その後、明治19年（1886）には本多家上屋敷が陸軍省用地に移管されたことに伴い、御対面所だけが中屋敷地に移築され、明治40年（1907）にも再度移築され現在の位置となった。

建築年代を示すものとして、竹下半次の先祖由緒一類附帳（注⁴）があり、竹下半次は天保14年（1843）の移築時の棟札に載る大工棟梁である。同書には半次の父である武右衛門が天保3年（1832）に広坂御広式の上棟式の祭主を務めたことが記載されており、御対面所の建築年代も同時期であることが考えられる。

木造平家建、桁行9間、梁間8間の規模で、軒は一軒疎垂木^{*} 1とし、軒先は^{こけらぶき} 柿葺の軒付^{*} 2を2段に積み、屋根は寄棟造、棧瓦葺とする。

間取りは、建物中央に南北に伸びる鞘の間^{*} 3を設け、その東西

に各室を配す。東側には北から12畳の「御対面所」、18畳の「二ノ御間」、9畳の間を並べ、その東側に「御縁側」を通す。鞘の間の西側には北から10畳の「御客座敷」、8畳の「御次」を並べる。また建物北側及び西側に1間幅の廊下を通し、西側廊下を通り、「御次」の南側に位置する8畳の「御休息ノ間」に繋がる。建物東側には1間幅の縁側を通し、南側には奥行半間の濡れ縁を通す。

間取りの変遷は、「広坂御広式絵図」^(注5)等で、御対面所の建築当初の間取りを確認することができ、天保14年の移築後の間取りについても、「御上屋敷御館絵図」^(注6)等で確認することができ、現状は建築当初や天保の移築時にはあった2箇所^(注7)の渡り廊下が失われているものの、建築当初の間取りがほぼ残っている。

外観は、北面及び南面が後世の増築により改造されており^(注7)、東面においても天保期には内部に取り込んだ土縁であったが濡れ縁に改変されている。西面は北側の一部で増築されているが、それ以外は板戸とガラス戸の雨戸が設けられ、戸袋位置は「広坂御広式絵図」と同位置で、当初の形式が維持されている。

内部は、玄関以外の全ての室で長押を廻し、玄関もかつては長押が廻っていたことが痕跡から分かる。柱間装置は襖や張付壁で、天井も廊下は棹縁天井とするが主要な空間は張付天井とし、いずれの張付紙も後世に貼り替えられているが^(注8)、建築当初の形式を今に伝える。また、北側柱筋には「広坂御広式絵図」に記されている「中シキイ」の仕口痕跡が確認でき、東側縁側丸桁下端にはかつてあった柱の柄穴痕跡が残るなど、御対面所として建てられた建築当初の軸組がよく残り貴重である。御対面所と二ノ御間境には、極楽鳥と波羅密樹を象った彫刻欄間を飾り、藩に仕えていた木彫名工である武田友月^(注9)作と伝わる。同位置の中央襖2枚の引手底に見られる覗き穴の仕掛けや、「滝に驚図」や「粟に鳴子図」が描かれた帯戸など、寿々姫の輿入れのための藩の造営らしい細工が随所に見られる。

松風閣は、市内に残る加賀八家上屋敷の住宅施設として唯一の遺構であり、かつ藩主斉泰が妹である寿々姫の輿入れのために造った極めて特別な建物であり、武田友月作と伝わる彫刻欄間がその豪華さを物語る。また、近世だけでなく明治期以降も、本多家によって移築保存されてきたことは、前田家と本多家の関係性を如実に表すものであり、城下町金沢の歴史が連綿と現在に伝わることを実感させる建物である。

■ 注記

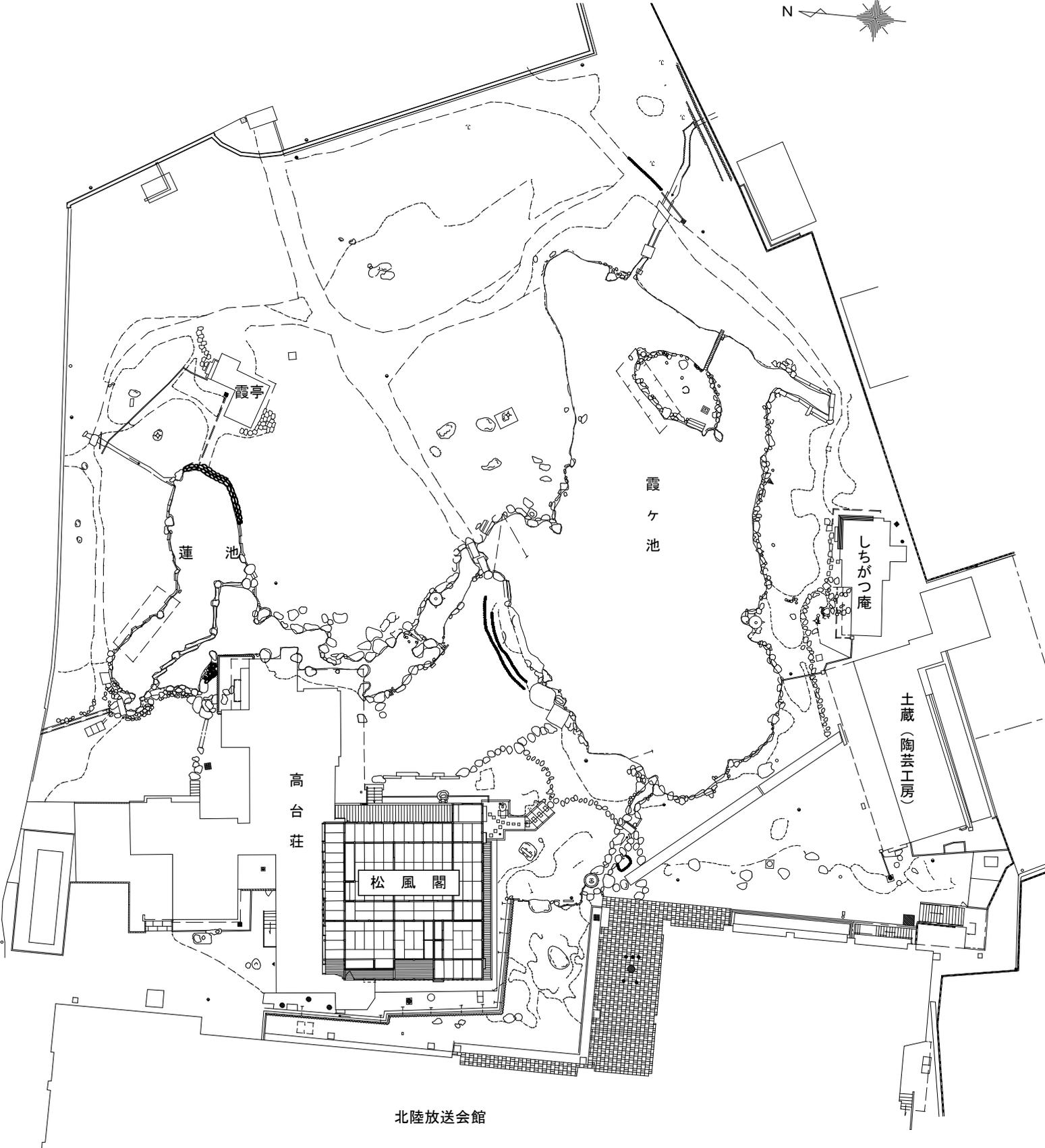
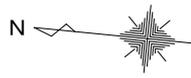
- (注1) 松風閣の名称となった時期は不明であるが、本多家には、幕末期から明治期にかけて活躍した儒学者の藤澤南岳氏が書いた「松風閣詩」という書跡が残っている。
- (注2) 加賀八家とは、行政組織の最高権力職である年寄役を代々世襲する門閥の8家のことをいう。5代藩主綱紀の治世に成立した。
- (注3) 平成20年5月1日指定。本多家2代政長は茶人の金森宗和と親交があり、その息子2代目宗匠が寛永2年(1625)に宗和の代人として加賀藩に仕えたことから、その指導を受けて作庭されたものと推定される。松風閣庭園が位置する場所は、「下屋敷絵図」(加賀本多博物館所蔵、17世紀末～18世紀初め頃)では「主殿様御屋舗」とあり、家督を継ぐ前の本多政敏(のち3代当主)の屋敷地内であったことが分かる。
- (注4) 嘉永元年(1848)、加賀本多博物館所蔵。
- (注5) 天保5年(1843)、金沢市立玉川図書館所蔵。
- (注6) 明治初年、金沢市立玉川図書館所蔵。
- (注7) 昭和33年に、大本北陸本苑が建物南側に増築され、翌年、高台荘が建物北側に増築された。
- (注8) 大本北陸本苑が増築された際の改造と考えられる。本多家には御対面所の古写真が残り、かつては、天井の張付紙は成巽閣の張付紙と同様の浮線綾文様を使用、壁の張付紙は五七桐の紋のものを使用していたことが確認できる。
- (注9) 加能郷土辞彙によれば、武田友月の本名は武田^{のぶおき}信興で、通称が秀平であり、播磨姫路に生まれ京都にいたが、加賀藩老臣今枝直方がその多能を知り、文化11年(1814)に金沢に迎え、文政元年(1818)藩主前田斉広に薦め、藩の御細工者小頭に任じられ、十五人扶持となった。文政2年(1819)には新知百石を与えられ組外となり、同5年(1822)竹沢御書院組として斉広の隠棲に従い、同7年(1824)に斉広が亡くなった後、再び組外に復し、弘化元年(1844)に没した。信興は木彫に巧みで友月と号し、その製陶には民山の号を用いたとされる。由緒帳によれば文政2年(1819)5月に「竹澤御殿御普請御用主附」とあり、同年12月に秀平に名を替えたことが書かれている。武田友月の彫刻欄間の作品としては、松風閣のほかに、成巽閣の謁見の間のもものと尾山神社拝殿のものがあげられる。

■ 参考文献

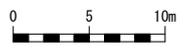
- ・『松風閣とその庭園』、昭和52年(1977)、北陸放送株式会社
- ・『新版 金澤・百萬石の城下町——美しきニッポンの遺産』、平成18年(2006)、北国新聞社

用語の説明

- ※1 一軒疎垂木:地垂木のみから成る普通の軒で垂木間隔を粗くとったもの。
- ※2 軒付:柿葺や茅葺などの屋根において軒先だけを特に厚く重ねた部分。
- ※3 鞠の間:住宅建築における畳敷きの細長い部屋。



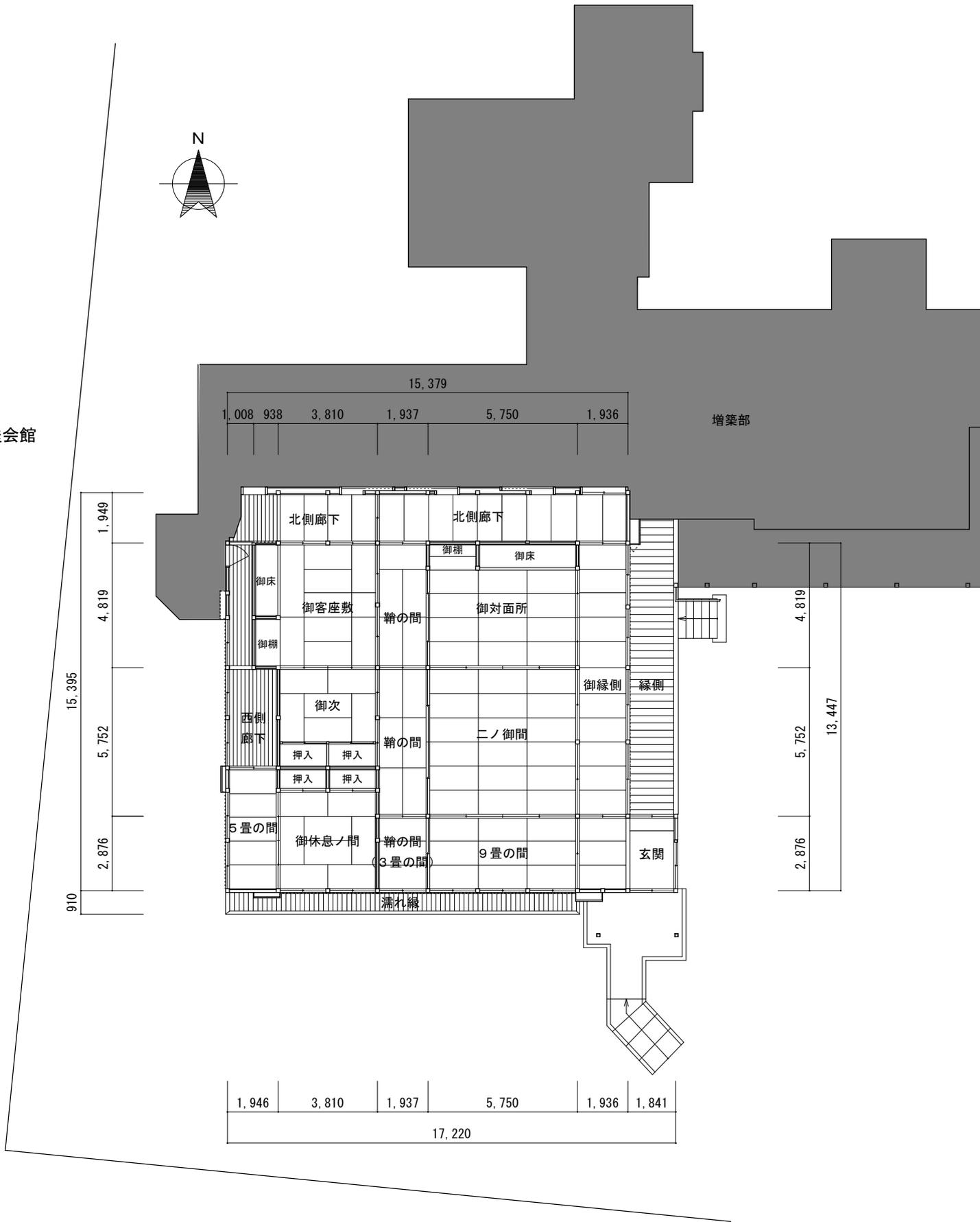
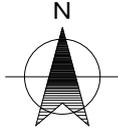
北陸放送会館



配置図

縮尺 1:500

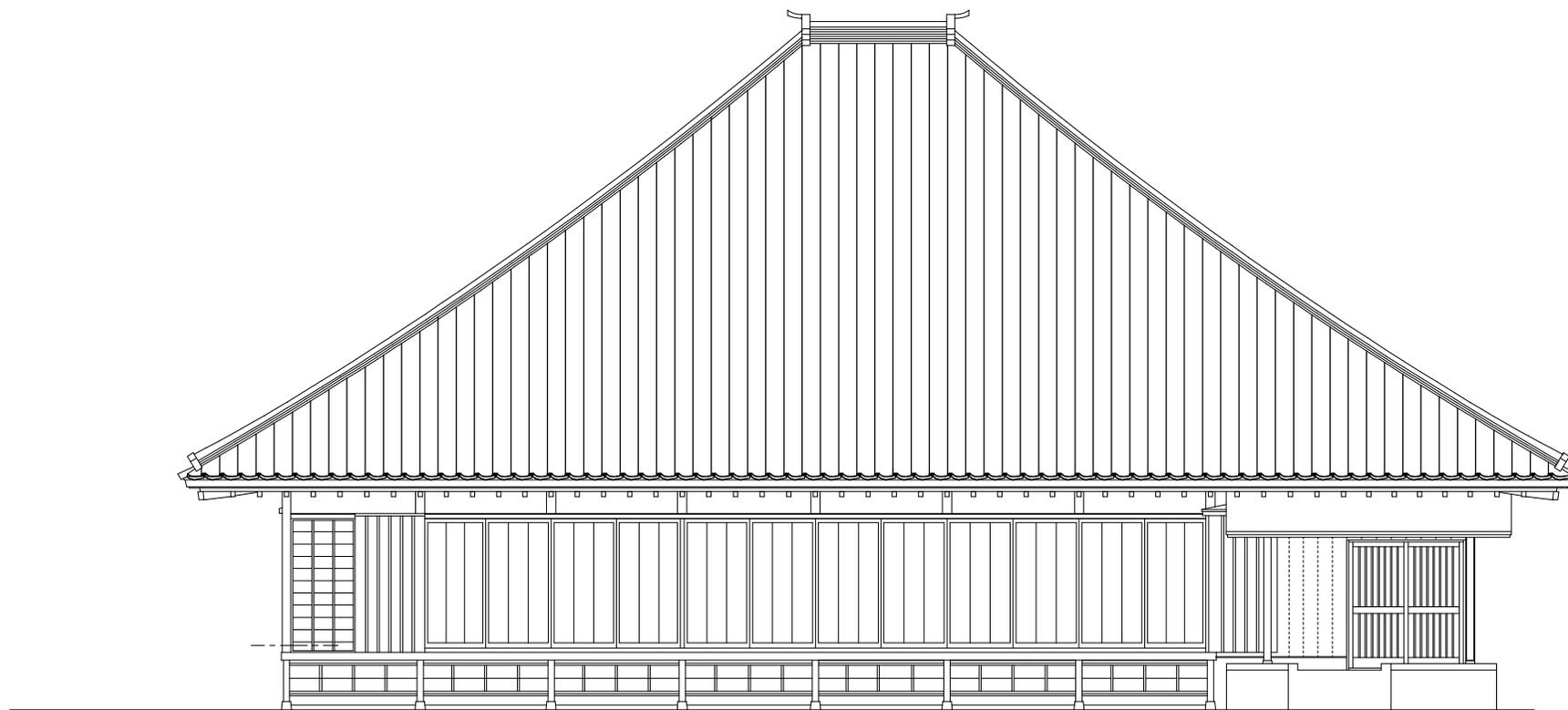
北陸放送会館



指定範囲外

平面図

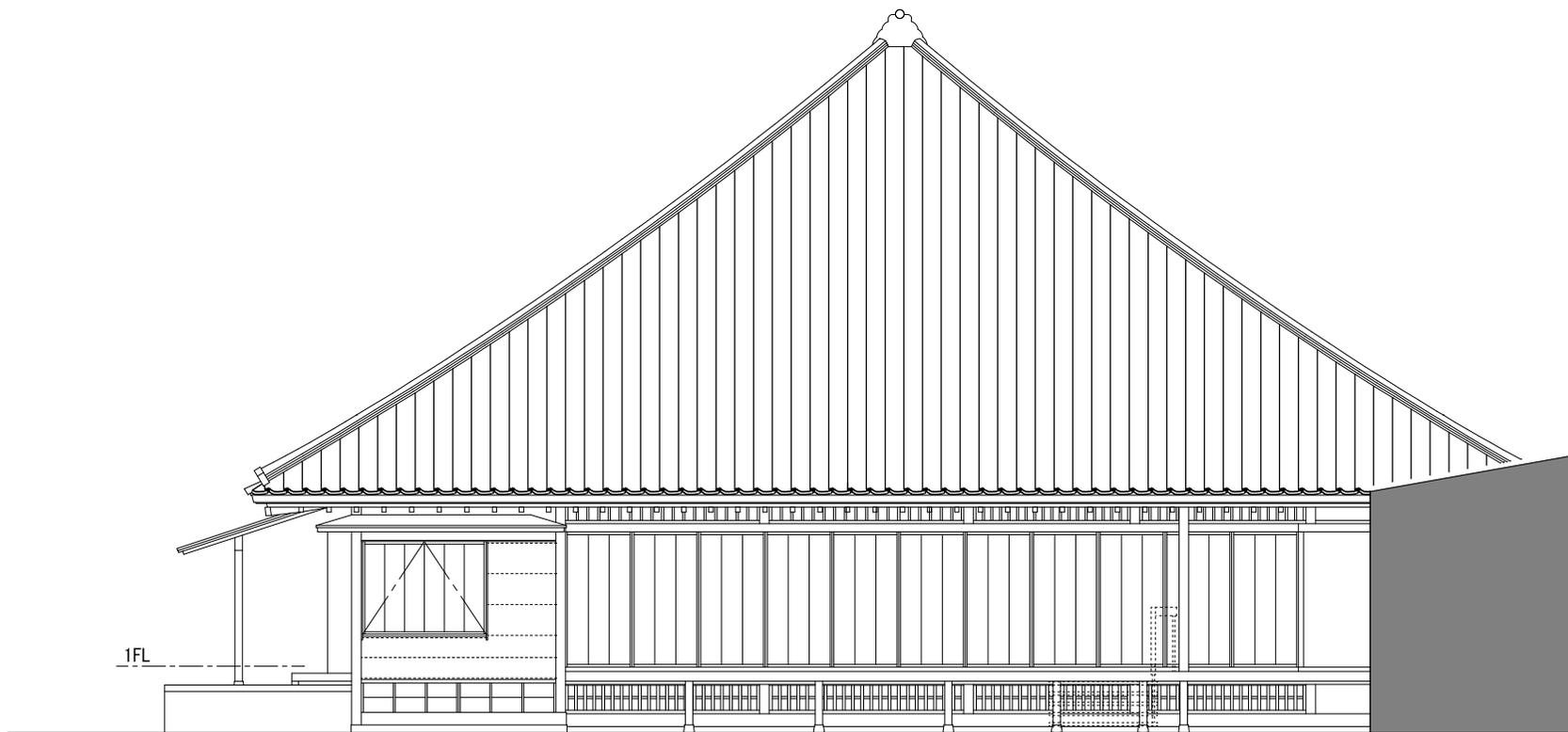
縮尺 1:200



■ : 指定範囲外

立面図（南側面）

縮尺 1:100



1FL

■ : 指定範囲外

立面図（東側面）

縮尺 1:100



立面図（西側面）

縮尺 1:100

■ : 指定範囲外



東面外観



東面外観



南面外観



西面外観



御対面所一二ノ御間境



御対面所



御客座敷



御休息ノ間



御縁側



北側廊下



屋根



玄関帯戸「滝に鷲図」



玄関帯戸「栗に鳴子図」



小屋裏に掲げられている棟札



小屋裏墨書「ろノ七 天梁」

棟札



(表面)



(裏面)

形状 尖塔形
寸法 中央高 598 mm、下幅 240 mm、厚 12 mm
材種 檜材

明治十九年五月吉祥日本地轉築又
明治四十年十月吉祥日本地轉築又
用闌大工頭取
緒川喜太郎

我等今敬禮

八月吉祥日

牧野將曹

吉川梶之介

杖役
角針善右工門
森原周之助
金子彦兵衛
金村安次郎
杖役
竹松吉兵衛
石原彌三助
野村八右工門
鍛冶
松本徳左工門

哀愍衆生者

無上靈寶神道加持

御目附
辻九兵衛

小奉行
竹下半次

水上勘五右衛門

壽命長遠徳自在御棟札

御大工棟梁
竹下半次

伽陵頻伽聲

天水雨水夫中地

牧知左衛門

小奉行
岩村作右衛門

聖主天中天

天保十四癸卯年

御作事奉行
岡本傳進
中根余所進

小奉行
河寫伊左衛門
御大工棟梁兼帶
森村專助

杖役
角針善右工門
森原周之助
金子彦兵衛
金村安次郎

地方頭取

同
松任屋
彌助
御座屋
嘉右衛門

御材木并
御屋根方御用

赤土屋
庄右衛門

(裏面)

御用闌頭取大工

氷見屋
宇右衛門
越中屋
七右衛門
越中屋
七良兵衛
緒屋
三良右工門

棟札上篋



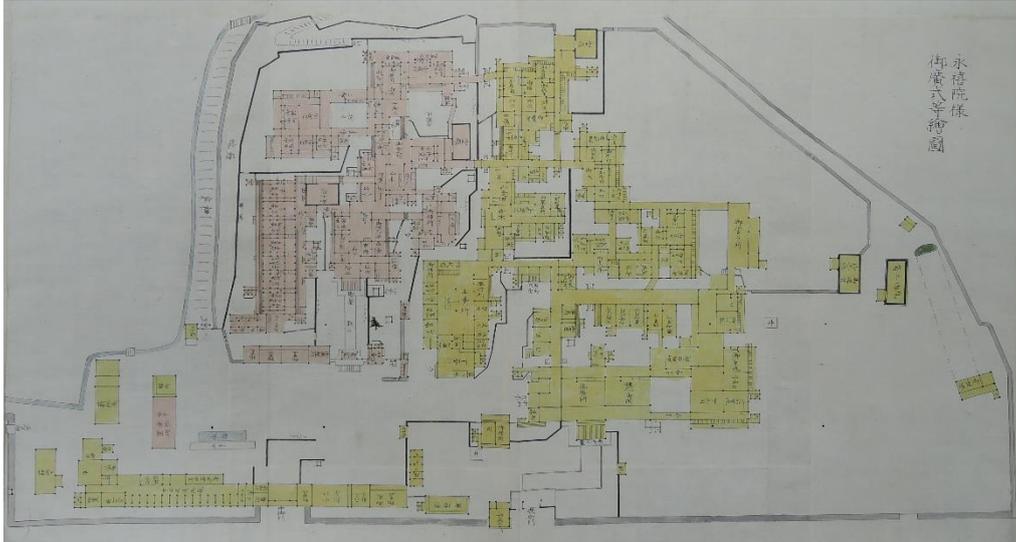
形状 尖塔形、箱
寸法 中央高 647 mm、下幅 265 mm、厚 42 mm
材種 檜材

奉命長遠徳自在御棟札

五帝龍神

岡象女神

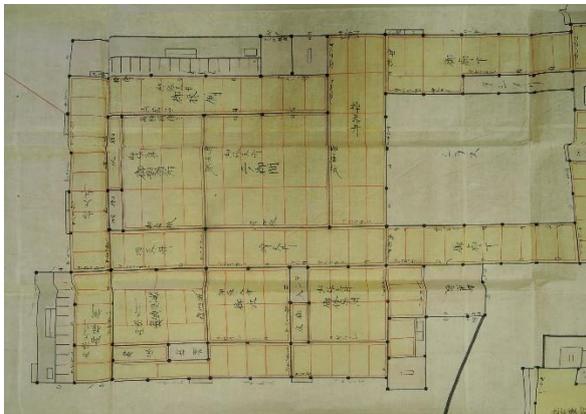
(表面)



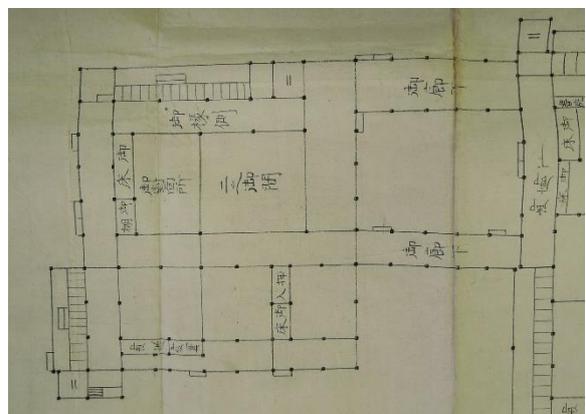
「御上屋鋪御屋形古今繪圖 永禧院様 御廣式等繪圖」(加賀本多藏品館蔵)



「御上屋鋪御屋形古今繪圖 當時御屋形繪圖」(加賀本多藏品館蔵)



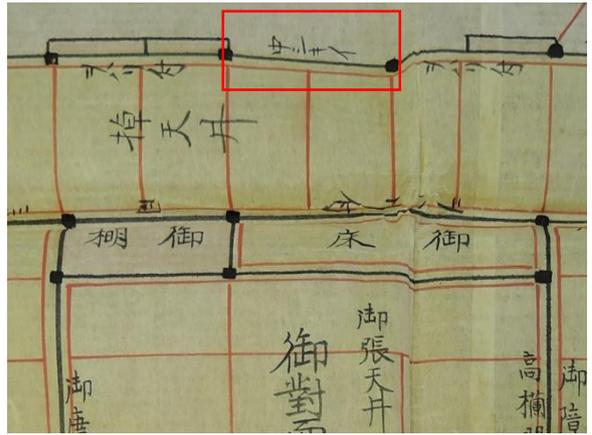
広坂御広式繪圖・天保5年(1834)
(金沢市立玉川図書館蔵)



御上屋敷御館繪圖・明治初年
(金沢市立玉川図書館蔵)



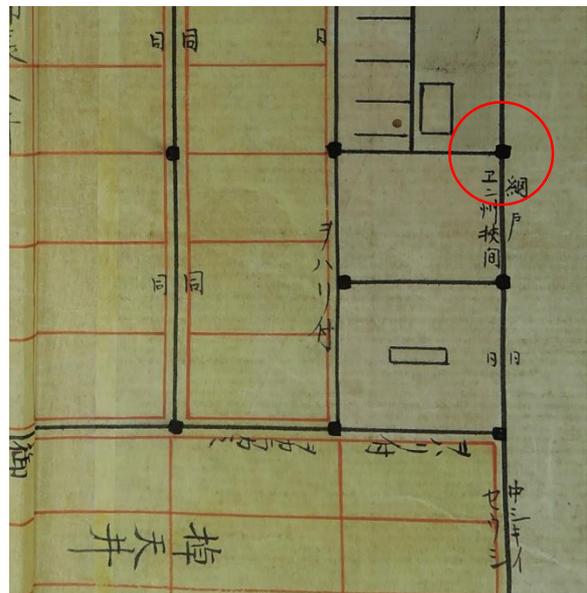
「中シキイ」の仕口痕跡



広坂御広式絵図に記載されている「中シキイ」



丸桁下端に見られる柱納の痕跡



失われた柱の位置



覗き穴の仕掛けがある襖引手



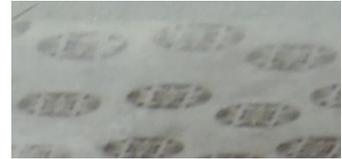
帯戸「花車図」



「御対面所」古写真 (本多家蔵)



壁・襖の張付紙の紋



天井張付紙の紋



成巽閣の張付紙の紋



松風閣彫刻欄間 武田友月作 (上：向かって右、下：向かって左)



松風閣彫刻欄間 極楽鳥



成巽閣彫刻欄間 極楽鳥